

第9回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年5月11日（火） 14:01～17:37

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
角田 崇成※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
柴谷 昌宏	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 通商金融調整官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

伊藤 晃之	企画部 次長
折田 朋美	企画部 参事役
平良 靖	企画部 業務企画第二課 課長
浅野 寿美子	企画部 総合企画課
竹田 幸子	環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役事務局
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴者

高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会
波多江 秀枝	国際環境 NGO FoE Japan

○折田 お時間になりました。

本日、経産省の柴谷委員のみ、まだ音声確認が取れていないということではございますが、そのほかご出席の委員の皆様の接続確認を了したところです。

本日も1時間に1度程度、換気を交えながら進めていきたいと思えます。

まずは原嶋座長、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。音声届いていますでしょうか。

それでは、改めまして、第9回になりますけれども、JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会、開催します。よろしく願いします。

本日は、委員のうち、現在、柴谷委員がコンタクト中でございますけれども、私と角田委員、2名が会議室から参加であります。あと、予定の柴谷委員を含めまして、12名の委員がオンラインでご参加でございます。お二方、三宅委員、山谷委員はご都合で本日はご欠席になります。

あと、傍聴者として9名の方がこの建物の別室で傍聴されています。よろしく願い申し上げます。

それでは、今、既にお手元のほうに議事次第が配付されていると思えますので、そちらのほうに従いまして、進めさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは、議題の1番目ということで、前回の振り返りでございます。よろしく願いします。

○古賀 JICA事務局の古賀でございます。

前回の振り返りと合わせて、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず本日の議事の二つ目に予定している異議申立手続要綱改定の論点案でございますが、こちらは4月30日に委員の皆様にお送りさせていただいております。前回の会合で、論点案の前半をご説明しておりますので、本日は論点案の後半を事務局より説明させていただき予定でございます。

資料のもう1点がガイドラインの改定案に関するもので、こちらは5月7日に委員の皆様にお送りしております。こちらの内容は3点含んでおりまして、前回の会合の後に、4月23日を目途に委員の皆様から事務局からお示した文案に対するコメントを頂戴しました。そちらを踏まえてガイドライン改定案に修正を加えたものをまずお配りしております。併せまして、4月23日にいただいたコメントの一覧と、事務局の対応を記載させていただいたものと、ガイドラインのFAQにつきましても、文案を現時点でお示したものの、こちらはJICA方針（案）という資料に文案を追記したものをお配りしてございます。

これらは本日の議事の後半でご説明、議論させていただき予定としております。

以上、資料の確認と前回の振り返りです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは今、資料のご説明がありました。本日は前回と異なりまして、異議申立とガイドラインという二つの事柄でございますけれども、順番を変えまして、異議申立要綱の改定の論点につきまして先に議論を頂戴したいと思っております。

それでは2番目になりますけれども、今申し上げました論点案の説明について、前回、既に一部資料を提出いただいておりますけれども、本日はアップデートした、一応ファイナライズした形のものをお手元にお配りしておりますので、前回のことも含めて議論させていただきますが、主に

は説明は今回新しく盛り込まれた内容を中心にご説明いただくということでお願いします。

それでは事務局、お願いします。

○折田 事務局の折田です。よろしくお願いいたします。

逐語で議事録を作成しているので、ご発言の際にはお名前とご所属をお願いしたいというのを、冒頭事務局より申し上げ損ねましたので、今お伝えさせていただきます。申しわけございません。

本日の異議申立手続要綱改定の論点案についてですが、座長がおっしゃったとおり、今回は後半、26の論点がございまして。お時間を2時間ほどいただいて、第9項と第10項の14論点、こちらを最初の1時間で行って、それからその残りの12の論点について、その後半の1時間をお願いしたいと思っています。

配付の資料ですが、前半部分につきましては、多少の文言調整等があり、前回ご説明した内容からの変更部分については下線をつけていますが、公開資料にするときは、今回の出来上がった版の下線を外した状態で公開させていただければと思います。

それから、前半部分も含めて、前回口頭で一部ご説明した審査役の意見聴取の結果について、文言として載せて構わないという確認を了しましたので、そちらも前半、後半含めて記載しています。

それから3点目ですが、前回もご説明させていただきましたとおり、異議申立の手続要綱の改定については、大前提として過去の申立件数が6件であったということ、それを多い少ないの考え方はありますけれども、6件であるということ、それからJICAが助言委員会、これは日本のみ、ほかのドナーが持っていない助言委員会というものを有していることによって、事前審査が大変有意義な形で行われているなどの特性があること、また、審査役のヒアリングからも制度の大きな問題点の指摘等がなかったこと、加えて、JICA自体にほかのドナーと比較した際に人員や予算でリソース制約があること、こういった4点の状況を鑑みて、大きな構造の変更等は必要ないと理解して、今回の検討を進めてきております。制度へのアクセス等、丁寧に一つ一つ声を拾いながら対応してきている状況ですので、その前提で本日もご議論いただければと思います。

また、前半に続いて、今回しっかり時間をいただいているという状態で、前回もご質問いただきましたが、この諮問委員会自体の今後のスケジュールもあることから、可能な限り、本日この場でできる限りの議論を尽くしていただければというのがお願いでございます。

中身に入りますが、前回のフォローアップとして、最初にいくつかご説明させていただきます。

1点目、鈴木委員のご指摘から異議申立の未然防止というところが議論になりましたけれども、事務局からのご説明ののち、鈴木委員に、例えばどういうものがございましてかと、どういうものをお考えですかとお聞きした際には、Independent Accountability Mechanisms Network、IAMnet、こちらの枠組みなどから、申立を行った国際NGOの意見を聞くというものではないかというご意見をいただきました。今般、JICAもIAMnetに入りましたので、審査役もそのIAMnetに入ってくださいとすることが可能になっています。従って、IAMnetが収集した国際NGOの意見等についても、その審査役に十分共有させていただくことが今後可能になっていくのではないかと考えています。こちらがフィードバックの一つでございます。

それから二つ目ですけれども、11ページ、論点8-2をご覧くださいと思います。

こちらで異議申立の期間についてですが、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1か月が経過するまでであったものを、いただいたこれまでの意見等を踏まえて、6か月が経過するまでに

修正するという、そういった案をご説明をしました。

一方で、今回は、必ずしも書面によるコメントを受け付けはしていませんでしたが、ガイドラインに対する書面でのコメントの中に、異議申立に対するコメントも含まれており、田辺委員と木口委員から1年が経過するまでとするべきではないかというコメントをいただいています。こちらの理由としまして、乾季、雨季など、季節によって水環境が大きく変動する可能性を考慮すべきではないかという理由を添えていただいています。内部で検討したところ、十分勘案するに値すると思われるので、内容を文案のほうで反映していくような方向で考えたいと考えてございます。こちらが二つ目のフィードバックでございます。

続きまして16ページの論点9-7のところをお願いします。こちら鈴木委員からのご意見、未然防止のシリーズで、私どもでさらに検討していたところですが、文言の一部微調整ということですが、申立書に記載内容の中で、前回、相手国との対話の「事実」ではなくて申立人が行った「努力」という方針案にしていたのですが、「努力とその結果」、やはり結果も合わせて記載いただく。論点9-8のほうとも平仄を合わせたという、これは微調整ですが、さらにそこに続きまして、相手国等からの反応が得られない場合でも、JICAの担当事業部署に相談する努力を行うことが求められると。もちろんJICAの事業担当はそのような相談を受けた場合には対応するというので、異議申立に至る前までのプロセスを、双方、関係者が努力していくということを少し追記したような形になっています。

それから論点9-8のところですが、同様に未然防止の観点で見直し、最終的な記載の方向性というのは、JICAとの対話について、JICAに伝えるために行った「努力とその結果」を記載事項とするということで、よりわかりやすくJICAの考え、可能な限りJICAに対して連絡を求めることを必要としたい、としたいと思っております。ただ、それが困難である場合等については、ということで、前段のその努力をプロセスとして少し記載することとしたところでございます。

ここまでの前回までの振り返り、いただいたコメントに対するJICAの反応です。

続きまして21ページ、第10項のところの「異議申立のプロセス」に入ります。こちらは、異議申立の提出、それから受理ならびに申立人及び相手国等への通知、予備調査、手続開始決定、ガイドライン遵守に係る事実の調査等と、それから対話の促進、その間の留意点等、プロセスが書かれている条項でございます。

10-1の論点について、異議申立の方法、インターネットアクセスがない、もしくは相手国によって監視されているような可能性に配慮して、追加対応が必要ではないかというコメントをいただいておりますが、現行要綱においても電子メールのほか封書の送付も可能となっておりますし、監視されている可能性については代理人が申立を送付することも可能ですので、現行の規定を維持しながらきちんと申立が行われるように気をつけていきたいと考えております。

10-2の申立人の個人情報の守秘のところですが、こちらは、既に申立書の記載内容のところに出てきており、この9-2の申立書の記載内容のところでは、本人の承諾なく本人の個人情報は出さないというような形で対応を考えているところでございます。10-2につきましては、申立のプロセスの中で、受理を通知する段階では、申立人が匿名を希望するか否かに関わらず相手国等に個人情報を明かさないということを明確にしたいと考えています。現行では「申立人が希望する場合には」と付され、申立人が希望する場合には明かさないという条項になっていたんですが、受理通知の段

階では「申立人が希望する場合には」というのを落として、きちんと希望有無にかかわらずそこは守るというような形にしています。それ以降の手續につきましては、必要なタイミングも生じ得ますので、「申立人の承諾がない限り」情報の共有・開示は行わないというプロセスになっていきます。

続きまして10-3のところ、申立人の誠意を疑っているような語調の修正ということで、こちらは英語でご意見をいただいたところです。表現にinadequateとか、それからdeficienciesとか、不適切、欠陥、そういった表現が、こちらが企図することの誤解を招いていると思われるので、その辺りを修正する方向で考えています。

また、Requesters are qualifiedとかいう表現になっていますけれども、申立人が申立を行う資格を有しているか、等に読める表現、それからin good faith and adequatelyとか、誠実にとか適切にという表現が申立人の誠意を疑っているように聞こえるというか、そういう誤解を生むということで、対応したいと考えています。

10-4コンプライアンスの審査と対話の促進の区分、こちらは前回の論点9-6のところでも1度ご説明させていただいていますので委細割愛しますが、世銀、ADBのあたりはその紛争解決の機能というのは後から追加したという事情がある一方で、JICAにおいては、10年前の時点で両方を兼ね備えるような形での制度の作り込みをできています。迅速性等も鑑みたときに、そのどちらかに重きを置くということを手続の開始決定でも希望に応じて行うようにして、迅速性も確保しながら、両方の機能を継続したいと考えています。

それから10-5のところ、申立却下に抗議できるプロセスというのを導入することが必要ではないかというご指摘もいただいています。要綱のプロセス(4)5)のところ、申立の却下に対しては、申立人は審査役に意見を書面提出とすることができると明確に記載されていることから、現時点でも、抗議していただくことが可能だと考えています。

10-6、こちらは特段ご意見をいただいたものではございませんが、内容としては、審査役による申立人ヒアリングに際して、直接面会という表現になっていますけれども、昨今の時世柄と、技術の進歩等を考えましたときに、ヒアリングに際して直接面会に限定するというのは必ずしも合理的ではないので、ここの部分は限定しない表現と変更したいと考えています。

10-7の相手国等へヒアリングのアレンジ方法ですが、こちらについては、審査役が担当事業部署を介さないでヒアリング、相手国、その他関係者にヒアリングを行うことができるようにすべきではないかというご意見をいただいています。現時点においても、条項で、事業担当部署を介さずともヒアリングを行えるような記載になっていますので、こちらはかかる運用を適切に行うことで対応したいと思えます。

10-8、現地調査における審査役の独立性・中立性の担保というところです。審査役の独立性・中立性についてはほかの項目でも出てきているところではありますが、ここの部分は特に現地調査におけるということで挙げられています。具体的には、現地調査でJICAの人間が同行していたことなどご指摘をいただいているんですけれども、こちらに対しましては、現在でも外部専門家を活用できるようにはなっていますので、その活用促進を行うということで対応したいと思っています。

この項目自体の変更ではありませんが、別項目のところでご説明したとおり、調査期間を2か月

から4か月とし、加え必要に応じてさらに4か月延長できるというような形で、改定することを今想定しています。そうしますと、さらに外部専門家の活用というのが時間的にもやりやすい状態になるので、十分に独立性・中立性の確保のために外部専門家を活用できるのではないかと考えています。

一方、審査役の安全等のために、現地調査にJICAの関係者が同行せざるを得ないような場合というのも想定されます。そういう場合は事前に申立人に説明するようなことを行っていきたいと考えています。

論点10-9、同じく外部専門家の活用について、こちらは前回早い段階で関連論点が出てきたところですが、外部専門家自体の存在が第15項の事務局の機能に関連して記載されていますので、ここ第10項の異議申立のプロセスにもきちんと加えて、先に出てきた第5項の審査役の権限のところに外部専門家というものを付記するということとセットで、より明確にしたいと思います。

引き続きまして、第11項の「理事長への報告」、こちらは審査役から報告書を作成して理事長に報告すること、その記載内容、時間などについて5点ほどあるものです。

これに対して論点11、25ページですが、調査期間について、論点3-2で既にご説明したとおり、2か月以内であったところを4か月として、さらに必要に応じて4か月延長可能ということで、倍にするような形で考えているところです。

11-2、コンプライアンス審査と対話促進、3度出てきていますので、割愛いたします。理事長に対する報告に際しても、どちらに関わる活動をより中心的に行ったかについて、実際に行ったことを報告するというような形になっていきます。

論点11-3、審査役による事業停止の勧告。こちら前回5-2のところでも1度出ています。異議申立がなされたプロジェクトに関して、重大で望ましくない社会環境影響があると判断した際に、審査役が事業の停止を勧告することができるようにすべきではないかというご意見もいただいています。

一方、審査役のヒアリングにおいては、必ずしも審査役がそういった権限を持つことは適切でないというご意見もいただいているところ。また、ほかのドナーも審査役自体に事業停止の権限を与えているところはないということが一つ。それから状況を鑑みても、審査役ご本人の過重な責務や負担を考えれば、事業停止の権限を有していただくのは適切でないとの考えもあり、現行のままにしたいと考えています。

11-4、審査役による個別プロジェクトの対応策の具申ができるようにすべきではないかというところです。こちらについては、現要綱でも審査役はガイドライン不遵守の判断を下す場合には、必要に応じて報告書において当該案件の不遵守状況を改善するための必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができる、と明確に書いてございますので、現行でもそういった具申は可能、現行規定をもって対応していきたいと思います。

ここまでで第9項、第10項、あと前回の振り返りを足すともう少しになりますけれども、14項目ご説明させていただきました。

以上です。

○原嶋座長 それでは今ご説明いただいたこと、前回説明のあったことも含めまして、ご意見、ご質問等、順次頂戴してまいりますので、まずご発言希望の方は、サインを送っていただけますでしょうか。

前回、確か村山委員からも何かご発言のご希望があつて、一旦あれしたと思いますけれども、今、鈴木委員、木口委員からサインをいただいておりますので、木口委員からお願いしてよろしいでしょうか。木口委員、鈴木委員という順番でお願いします。

木口委員、聞こえますでしょうか。お願いします。

○木口委員 いくつか質問をさせていただきます。

意見をいろいろ取り入れていただきまして、ありがとうございました。質問ですが、10-7に関してなんですけれども、事業担当部署を介してのヒアリングのアレンジを行うとあります。既に事業部と現地の方はやり取りをしている場合、その中の不信感等が発生している場合もあるので、当初においてはというのは確かにアレンジで1番詳しい事業担当部署が担当するのは妥当かと思うのですが、その後のいろいろな手続の進行に従つてのやり取りというのも、事業担当部署が前に出るというのは、ちょっと適切ではないのかなと思うんですが、段階を分けて何か考えていらっしゃるのかというのを確認させていただければと思います。

それから10-8なんですけれども、こちらにJICAの関係者が同行せざるを得ない場合というふうにあります。具体的にどのような、コンサルタントの方なのか、関係者というのがどういう方か、聞き落としていたら申しわけないんですが、もう1度ご説明いただければと思います。

それから10-9ですけれども、外部専門家の活用というところなんですけれども、いろいろな専門性が必要とされるかと思いますが、予算等のこともあると思うんですけれども、複数の専門家を雇用されるようなことを考えていらっしゃるかどうかを、現段階で何かお答えをいただけるのであれば、教えていただきたいと思います。

すみません、3点お願いいたします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、いくつかご質問いただいた後、まとめて回答いただきますので、鈴木委員、聞こえますでしょうか。よろしく申し上げます。

○鈴木委員 鈴木です。

いくつかあるんですけれども、まず最初に冒頭にご説明をいただいた未然防止との関係で、これはなかなか悩ましいなというふうに考えています。

今回の異議申立手続の関係というのは、現地で誰かが問題があると判断した段階から出発する、その時点で、まだ異議申立の正式の手続に入る前にいろいろ意見交換とか調整ができるという意味では、未然防止という観点があると思うんですけれども、やはり現地で実際トラブルがあるという事実がないと、この手続には進まないです。

先ほどIAMについていろいろ審査役は参加して情報を得ているというお話があつて、私は審査役のときに参加して、いろいろな情報を得て、それは非常に有益だったと思っておりますが、私の場合には幸いにして異議申立は1件もなかったんで、事業担当部局といろいろな形で話をする機会があつて、こういうところで問題が発生しているよというような話を事業担当部局のほうに伝えて、それで事前に、やはりそういうあり得べきトラブルを回避するようなことを事業のプロセスの中でやってほしいということをお話をしてきまして、未然防止というか、そもそもトラブルが発生する以前に、トラブルが発生しないよということを考える場合には、そういったIAMなんかで出てきているような様々な情報というものが審査役だけではなくて、上手く事業担当部局のほうにも伝わ

ることにより、起こり得べきトラブルの回避というものが行われることとなります。このようなプロセスがすごく重要ではないだろうかと思っています。

それはコメントということでご理解をいただけたらと思います。

それから、モニタリングの期間を6か月にするというお話があったんですが、これは11ページのところで、現行の記述の中で、ガイドラインとモニタリング結果の確認をしている期間においては、JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認にかかる規定不遵守を指摘する異議申立が可能であるということが書いてあるんですけども、これはあくまでモニタリング結果にかかる規定の不遵守だから、結果としてトラブルがあるという場合には、これは対象になるというような理解をしてよろしいのでしょうか？

この間お話をいただいたときに、モニタリングの提出までやるんですかというお話をさせていただいたときに、おおむね2年間ぐらいモニタリング期間があるというようなお話をいただいたかと思うんですけども、ということはモニタリングをやっている期間の間は、異議申立はできるというような解釈なのか、それともやはり事業終了後6か月が最長なのか教えてください。今、修正してもらいましたが、6か月が最長ということか、ちょっと私、混乱しているんで、確認をさせていただけたらありがたいと思います。

それから15ページというか、17ページというか、当初の現地の人とのヒアリングのときに、担当部局の人を介してという規定があったと思うんですけども、先ほども木口さんのほうからもご意見がありましたけれども、私は当初の段階でもそれは外してしかるべきだと考えます。もちろん事業担当部局の人を介してやることは可能ということでもよろしいだろうと思うんですけども、必ずそうしなければいけないという規定は不適切であると考えています。

いろいろなケースがあるから、当然ながら別途のルートを通じてやれる道が開けていないのはおかしいだろうというふうに考えています。この部分の規定は、削除してもらえば必要はないかと思っています。

それから25ページの論点11-3なんですけれども、これは問いに対して答えていないのではないかと私は解釈しました。問いは、審査役は停止を勧告することができるかということ問われているんですけども、回答は、停止をする権限がないと書かれていて、これは回答になっていないと思っています。基本的に審査役は、改善策について提言をできることになっていて、その意味では活動の停止についても当然勧告はできるということで私は理解をしていました。ただし、最終的に事業を停止するかどうかの判断というのは、審査役が持っているわけではなくて、理事長なり、事業担当部局がするという事だろうと思うんですけども、その点がこの文章だと必ずしもクリアでないです。ご確認をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。今、一つはコメントということで、3つ頂戴しておりますので、あと、田辺委員からサインをいただいておりますが、田辺委員のご質問をいただいた後、まとめて回答をさせていただくようにしますので。田辺委員、聞こえますか。お願いします。

○田辺委員 1点だけ質問をさせていただければと思います。

論点10-8の現地調査についてなんですけど、JICAの関係者が同行せざるを得ない場合という、最後の部分で、特にご説明の中では安全面がというふうにおっしゃられていたんですけど、これは具体的

にJICAの安全性のルールみたいなのが実際にあって、このセキュリティレベルの国ではこうといったルールがきちんとあった上でのことなのか。1点疑問に思ったのは、安全性ということであれば、JICAの職員が必ずしもということではなくて、外部の専門家でも安全性について配慮できる方がいるかと思うので、JICAの職員でなければいけないようなルールになっているのかどうかを1点確認させていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。村山委員、聞こえますでしょうか。

村山委員、前回確か異議申立について何かご意見をということで、ちょっと時間が途切れたような記憶があるんですけども、もし何かご発言がありましたら、今頂戴いたしますけれども、村山委員、聞こえますでしょうか。

○村山委員 村山です、ありがとうございます。

ここで1番お聞きをしたいのは、鈴木委員が最後に指摘をされた点です。資料でいうと、論点11-3、それから関連で論点5-2ですが、事業停止の勧告について、審査役は権限がないというのは理解をしているんですが、勧告、あるいは助言ができるかどうかということについては、まだ十分な議論がされていないと理解しております。

これまでにいただいている意見、評価というところを見ても、24ページの(2)の下の方から始まっていますが、この点については、審査役の方からも助言は可能とすべきではないかというようなご意見も出ていますし、一般の方からもそういった意見が出ていると思います。むしろ、そういった意見は助言、権限はないけれども、助言は可能としていいのではないかというご意見が大勢を占めていると思いますので、そういう意味では権限がないと整理することは理解をしたとしても、助言についてはまだ十分にお答えをいただけていない。

むしろ、現行の記述では不遵守の判断を下す場合にはという23ページのほうにありますが、改善するために必要、かつ可能と行われる方策を報告、具申できるとなっています。この表現で十分かどうかですね。いくら改善をしようとしても十分ではないという可能性もあるので、その点も含めて、こういった記述を修正する余地はあるように思いますので、この点について、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは今、4名の委員からいただきました。木口委員から3つ、鈴木委員から質問としては3つ、田辺委員から一つ、村山委員は鈴木委員のご質問と重複している部分がありますけれども、今の点、順次対応していただけますか。お願いします。

○折田 ありがとうございます。

1番最初の木口委員からの10-7に関わるご質問について、紙を行ったり来たりして不手際があるかもしれませんが、ご容赦ください。

最初に、当初、JICAの担当事業部を介して調査の趣旨、目的等をご説明したりなどアレンジがあるというのは理解するけれども、その後で、段階を分けて事業部を介さないで行うというようなことはできるのではないかというようなご質問だと理解しました。

先ほどご説明しましたとおり、基本的には現行の記載でも全ての段階でJICAの事業部が間に介さ

なくてはいけないということは記載していませんので、そういう意味で、十分に当初のところで相手国に説明がなされて、先方の理解と協力が受けられるのであれば、介さないでのアレンジというのも可能な立てつけになっているというのがご回答です。

それから2点目の10-8のところですが、具体的にJICAの関係者が現地調査に同行せざるを得ない場合というのが何か想定されているのかということですが、こちらにつきましては、JICAの中でも今回の検討に当たって、各種ヒアリングというか、情報収集というのを行いながら十分検討してきたところではあります。住民協議等に際して、経験を積んだ、現地に慣れたJICA職員でもやはり危険を感じるような場、局面というのは必ずしも少なくないということで、その辺りは木口委員もよくご存じだとは思いますが、そういった意味で、審査役が安心して調査していただくためにも、JICAの職員が、関係者が同行せざるを得ない場合というのはあり得るといえるのはご理解いただければと考えているところです。

それから3つ目の木口委員のご質問ですけれども、専門性について、外部専門家の専門性についてというのをどのように考えているかということです。職務の内容だとか、どういった専門性だとかいうのは、現時点で明確に定めているわけではありません。そちら職務内容だとか、選定基準だとかいうのは、柔軟性を持って、必要に応じて対応できるようにしておくことが大事だと思っています。

一方で、中立性の確保、外部専門家の活用の際に中立性の確保の重要性というのは重々承知しているところですので、そういう意味では、外部専門家を活用する場合にはTOR、どういった業務を行ってもらうか、選定理由など、そういうものを審査役の報告書に記載して公開するだとか、かかる中立性の確保の仕方を検討したいと考えているところでございます。

続きまして、鈴木委員のIAMの情報が事業担当部署にも行くといいのではないかというコメントは、ご意見として賜りました。ありがとうございます。

また、モニタリングにかかるクラリフィケーションを鈴木委員からいただいたと理解しています。ちょっと私の説明が不正確だったところがあると思うのですが、二つ話がありまして、一つは、冒頭で前回のフォローアップということでご説明させていただきました11ページで、8-2の異議申立の可能な期間というお話がございます。こちらにつきましては、もともと最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1か月掲載されるまでというのが、現行の規定でございます。ここを、前回ご説明したときは6か月経過するまでということで修正したいと申し上げたところでございます。

一方で、木口委員、田辺委員のほうからご意見をいただきまして、雨季、乾季等、季節、やはり年というのを見てからでないと、大きく変動する可能性をちゃんと捉えるべきではないか、というご意見をいただきまして、6か月ではなくて、1年が経過するまでという方向で、文言に落としていくときは調整したいと考えているということを口頭で述べさせていただきました。それはすなわち、異議申立の可能な期間を1年間とするということで今、対処方針としてのJICAの考えをご説明させていただきました。

一方で、モニタリングのお話ですけれども、審査役のほうから異議申立の報告書をいただきまして、今後、12以降のところでご説明していくプロセスで、事業担当部署からの意見など、各種プロセスが続くわけですが、審査役からいただいたご意見に対する各種対応として、その後どうしていくかという意味でのモニタリングというのは、この12以降のところでご説明しますので、別の話か

と理解しております。ちょっと鈴木委員のご趣旨を正確に受け止めたか、定かではございませんが、私はその二つの話があわさってご質問いただいたものと理解いたしました。

それからもう1点、審査役が停止勧告ができるのではというお話でございます。こちら、村山委員からも類似のお話をいただきました。

事業停止勧告の話は論点5-2のところと、後でまさに11-3のところに出てきています。基本的に事業停止、こちら5-2のほうでもご説明したんですけれども、審査役には事業停止の権限はない。ここまではほかのドナーの動きや、それから責任等を鑑みても、ここまではまず明確である。そこから先の事業停止の勧告については、明確でないというご意見をいただきましたけれども、勧告についても基本的にはここに書いていますとおり、やはり過重な責務や負担を強いることにはなるだろうと考えています。加えそもそも審査役におかれては、中立的な立場からガイドラインの遵守、不遵守に焦点を絞っていただく、そこに注力いただくということがももとの目的ではあると理解しています。その結果に基づく対応をJICAが責任を持って検討するということです。一方で、事業停止の勧告ができないかと言えば、できないということはこの規定には今書いていないというのが私どもの理解でございます。必ずしも、審査役の方々に注力していただきたい内容が事業停止の勧告ではないというのが私どもの考えではあるも、それができないとは記載していないという状況で、ご説明になっていきますでしょうか。

10-8のところ、田辺委員のほうから、先ほどの木口委員と恐らく類似の、大きく関連したご質問をいただいたと理解しています。JICAとして、どういうときに同行する、しないのようなルールがあるのかというお話です。こちら、JICAの中での安全基準に関わるルールとか、それからもちろん外務省のほうで定めている在留邦人に対する各種ルールとか、もしくは事務所特有のルールなど、少し複雑ですが、いろいろなものがあります。ただ、国によって、時機によって、オケーションによって、危険度など含め、現場の状況というのは常に流動的でもあります。柔軟性が必要ですので、ルールによってJICA関係者が同行せざるを得ないとかいうのを定め判断するかという、恐らくそういうことにはならないのだろうなということは考えています。

一方で、必ずJICAの関係者でなくてはならないのかと言えば、現行のプロジェクトでも先方政府のほうで安全を確保するケースもあれば、JICAが確保することもあれば、いろいろな形の安全確保の方法があります。こちらは繰り返しになりますけれども、必ずしもJICAの関係者が同行することが必須だということは定めていません。

最後に村山委員のほうからのご質問について、先ほど申し上げたとおり、助言をいただくことができないということは記載していないというのが現在の立てつけになってございます。

いくつか不正確な部分もあるかもしれませんが、私からは以上です。

○原嶋座長 今確認ですけれども、鈴木委員からの3番目で、事業担当部局の関与、それが適切ではないではないかというご指摘が確かあったと思います。鈴木委員、多分18ページの現行の条文のところだと思いますけれども、事業担当部署の関与ということはそもそも適切ではないのではないかというご意見ということでよろしかったでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○鈴木委員 まずその点についてですけれども、私は、事業担当、冒頭というか、最初の段階で事業担当部局を介してという規定がされている、明文化されているわけですけれども。

○原嶋座長 ページで言うと18ページの現在の条文、確認させていただきますけれども、繰り返し

ます。18ページの現在の条文のところの5の3) ですね。お願いします。

○鈴木委員 ええ、5の3) のところの1番最後です。事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うと。これはそういうやり方もあるだろうけれども、それが当然、そうでなければいけないという規定を不適切であるというふうに考えています。

それはまた別途の形で、これはもうちょっと根深い部分があって、私はJICA職員が嘘をつくとか、そういうことを想定しているわけでは全くありませんが、独立性、中立性の話とも関わってきて、結局、審査役が情報入手するときに、事業担当部局からしか情報が入手できないということになると、場合によっては、アレンジの仕方も含めて、バイアスがかった情報になる可能性もあるし、そういった意味でも、ヒアリングのアレンジメントを必ず、事業担当部署を介してやらなければいけないという規定は不適切だというふうに考えています。

それは実際、環境審査なんかを今度違った立場でやったときにも、相手国政府が通訳にバイアスをかけて、正確な情報を提供しないというケースがあったことが多々あって、JICAがそういうことをやるとは思っていませんけれども、一般的な規定として、これを義務化することは不適切であるというふうに考えているということです。

それからもう一つ、先ほど11ページのモニタリングの話のところ、ご説明をいただいたところで、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれないんですけども、誤解があったのかもしれない。私が申し上げたのは、異議申立の期間の(1)の後段の部分、「また」以下の部分についてですけども、案件終了後、ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間において、JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能であると考えて良いかというものです。これはモニタリングに係る話については、モニタリングが実施されている期間の間、通常2年とか言われていたと思うんですけども、その期間は異議申立が可能であると、そういう解釈をしてよろしいんでしょうかという質問をさせていただきました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは今のモニタリングの件の解釈は、後ほどまとめてやりましょうか。

それでは確認になりますけれども、村山委員、鈴木委員、合わせて問題点として、23ページになりますけれども、審査役の判断として不遵守の状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を具申すると。ここに、事業停止ということを含む、あるいは併せて明記するというようなことの可能性ということですけども、現在、JICAの考えとしては、事業停止そのものがここには含まれないという解釈しているという点が1点であります。

もう1点は鈴木委員からありましたけれども、木口委員からも同じような趣旨のご質問がありましたけれども、事業担当者の介在ということについてどう考えるかという点。もう一つはこれは後ほど説明いただきますけれども、異議申立の期間がプロジェクトが終了する、かつ、プロジェクト終了とはどこでプロジェクト終了なのかというのが一つありまして、さらにプロジェクト終了した後モニタリング結果を確認する期間というのがありますので、その期間の間、異議申立ができるという、そういう立てつけになっているので、実際の例えば事業に落とし込んだときに、どのような段取りなのか、それがイメージとしてわかりにくいのではないかと思いますので、例を含めてご説明をいただきたいということで、ここで時間の都合といいますか、換気の都合がございますので一旦会議室の換気をさせていただきます。10分後、15時10分に再開させていただきます。

いた段階で、今の3点についてもう1度、事務局のほうで確認させていただいて、次の説明を頂戴するという段取りでお願いしたいと思いますので、大変恐縮ですが、オンラインでご参加の委員の皆様、あるいは傍聴席でご参加の皆様、ここで10分休憩させていただきます。よろしくお願いします。

15:00 休憩

15:10 再開

○原嶋座長 原嶋でございます。まず、再開させていただきますけれども、傍聴室のご参加の方から発言の希望がありますので、再開直後、最初に手短にご発言をいただきたいと思っております。その後、今、いただいております点につきまして補足説明させていただいたうえでまた議題のほうに戻ります。

時間になりましたので、傍聴者でご参加の、どなたでございましょうか。ちょっとお名前を存じ上げませんが、ご発言を希望されている方、お名前を頂戴したうえでご発言をお願いします。

○高梨氏 海外コンサルタンツ協会の高梨です。

異議申立に関しては先般、JICAさんの参考資料にあったんですけれども、ブランドの研究所の、これまでの国際機関における異議申立の件数、報告書を出している。それによると過去20年で760件の異議申立がある。一方、IFCの2月、例えば投資を扱うところが250件ということで3割強です。次がEIBという、これもヨーロッパの投資銀行なんですけれども、これで99件。これも投資関係の二つを合わせただけでも5割弱なんです。世銀やADBは約96件というのが、90件というボーダーなんです。

先ほど来、お話があったように外部専門家を活用するという、ぜひぜひこれは進めていただきたいというふうに思っています。通常、この国際機関の場合でも処理機関というのは平均17か月ということが言われています。随分時間がかかっているという形です。それとあと審査委員が事業の停止を勧告できるかということで、今、国際機関の中ではEBRDが唯一、中断といいますか、中止を勧告できるというふうな手続を持っております。そういう面ではこういった動きも一方であるのだなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは、先ほどいただいた3点について事務局からお願いします。

○折田 改めまして、事務局の折田です。10-7の相手国等へのヒアリングのアレンジ方法についてのご説明、その言葉が必ずしも足りていなかった部分についてご説明いたします。

こちらは相手国に対して、あくまでも相手国に対してヒアリングするに当たって、当初という表現がついているものでございます。国対国の関係でプロトコルの問題もございまして、原文のほうをご覧いただければと思いますけれども、(5)の3)のところで審査役は必要に応じて云々というところから始まっていますが、相手国に対してヒアリングを行う場合には「当初は」事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うという記載になっています。

重ねてとなりますが、プロトコル等もあり、その「当初」の部分、事業担当部署を介さないでというのは現実的ではない部分もあると理解しており、こういう形での記載になっています。

それから、2点目ですが、鈴木委員がおっしゃっていた異議申立可能な期間に関わる事業の終了

時点の話と、それから事業のモニタリング期間の話です。こちらについては申しわけないですが、改めて整理を行って次回、方針についてご説明をさせていただければと思います。

それから、3点目の村山委員ほかからいただきました件ですけれども、先ほどのご説明が語弊、わかりにくかったところがあったかと思いますが、もう1度ご説明させていただきます。審査役に事業停止の権限はないと。権限はないけれども、事業停止の勧告を行うことは事実上可能であるというのが私のご説明の趣旨です。ただ、本来、審査役に求める役割等を鑑みたときに、その記載は現行の状況になっているというのがご説明の主旨でございました。

傍聴席のほうからいただいたのは、ファクトをご参考までにいただいたと理解しています。前回、少しご説明したかもしれませんが、件数の話、いろいろな考え方がございます。ざっくり考えたとき、同じ開発援助機関である世銀と比べ例えば全体の案件数が約10倍で、そうやって考えたときに必ずしもJICAで異議申立の件数が極端に少ないかということ、そういう考え方でもないのかなというところとか。あと、やはりほかのドナーとストレートに比較できない点として、とにかくほかの機関がどこももっていない助言委員会というものがあって、前も申し上げましたが、大変な時間をかけながら24名の有識者の方のコメントをいただいて、時間も行政コストもかけて対応させていただいているという、審査時点における私どもJICAの特別な努力というものが反映されているということも考え得るのではないかと考えております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。今、いただきまして、重要な点として事業担当者の介在、あるいは関与の問題についてご意見をいただきました。一応、今、ご説明いただいたとおりで条文としては現状のことでいいのではないかというようなお考えのご説明がありました。

一方で、事業停止については23ページの現状の条文でもダイレクトに事業を停止することはできないにしても、重大な問題がある場合に事業停止を具申するという形は解釈的には可能であるというのが今のJICAの捉え方ということで、また、この点についていろいろご意見があらうかと思しますので、少し説明がまた進んだ後でご意見を頂戴したいと思っております。

2点残した形で、次は、資料の残りの部分についてご説明を事務局からいただいて、再度、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ページとしては資料の26ページの12の事業担当部署からの意見というところからの説明になります。よろしく申し上げます。

○折田 ありがとうございます。第12項「事業担当部署からの意見」、現行の記載につきましては、審査役の報告書の提出後1か月以内に、ガイドラインの遵守確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出するというような規定がございますが、こちらに対して救済・補償計画を策定することを義務づけるべきというような意見をいただいております。

これを受けまして、論点12-1、申立人、それから審査役との相談を踏まえた対応策の策定というところですが、現行の規定におきましても、審査役の報告書・具申、及び申立人を含む当事者の意見書を踏まえた理事長指示を、事業担当部署が実施することになっています。現行において申立人や審査役の意見を十分に踏まえるような形で対応することになっていますので、現行の表現を維持することとさせていただければと思っています。

それから、第13項ですけれども、「報告書およびその意見書に基づく対応」ということで、審査役の報告書、事業担当部署の意見書および当事者の意見書を踏まえた理事長の指示等について事業

担当部署の実施の記載がございます。

こちらについて、27ページの論点13-1、事業担当部署による対応、理事長指示に関してより具体的に詳細な手順を定めることが必要ではないかというようなご意見をいただいておりますが、それについては異議申立の手續の目的を鑑みたときに、その期間、手順、評価基準等については、事案によってどうしても異なるところがある。そこは硬直的にしないで臨機応変に対応するというを考えておりますので、本要綱で細かく規定することは行わないのが適切であると考えています。

論点13-2のところですが、審査役による事業担当部署の対応に関するモニタリングのところですが、理事長指示の実施、事業担当部署が対応するへのモニタリングについて、審査役の責任と権限をより明確に定めることが必要ではないかというようなご意見もいただいております。

こちらについては現行要綱に大変明確に記載がございまして、「審査役はその事業担当部署における理事長指示の実施状況につき連絡を受けるとともに、必要に応じて申立人やその他関係者に対するヒアリングおよび情報収集を行い、毎年作成される年次報告活動において理事長に報告する」ということで、モニタリングに係る審査役の責任権限が明記されていると理解しております。

論点13-3、助言機能のところですが、こちら先ほど出てきたお話の一部類似の部分はございますが、JICAの環境社会配慮機能の改善強化のためにその異議申立手續から得られた知見をJICAにフィードバックすること、すなわちその助言機能というのを明示的に書いて拡充してはいかがかというご意見を賜っております。

こちら現要綱で極めて明示的に「今後のガイドライン遵守確保に向けた対応策等についての意見を年次活動報告書に記載することができる」とありますので、十分にその助言機能が確保されている、かつ、それが明示されていると理解しております。今でもできるということです。

それから、14の情報公開のところ、28ページ以降になってきます。論点14-1ですが、不開示とする情報の基準のところ、その不開示情報の基準をより明確にすべきではないかというコメントをいただいております。19-2とか10-2のところでもご説明してきていますが、こちらにつきましては現行手續要綱では、大きな方針としまして不開示とすべき事項の有無について確認したうえで申立書の全部または一部をウェブサイト公開すると明確に記載されていることと、それから特に各所からコメントを多くいただきました申立人に係る情報というのが先ほど申し上げたとおり、9-2、10-2のところ、本人の希望ある、なしにかかわらず最初の申立書の受理を通知する段階においては相手国等には公開されないというような状況としております。

現行の記載のままで「法の要請による場合を除き」というところが残っておりますけれども、その辺り法令・規程は修正をする可能性もあることからその現行の記載のままをしたいと思います。それから14-2のところですが、異議申立手續の周知の方法について見直すことについてご意見を賜っております。こちらにつきましては、JICAは相手国等と協力して異議申立手續の周知に努める旨を記載するというできちんと対応していきたいと考えています。

それから、14-3のところ、公用語以外の現地語による文書の作成・公開、これも論点の9-1のところ1度出てきていますが、基本的には環境ガイドライン本文に合わせた表現になり、日本語と相手国の公用語、または広く使用されている言語を用いるということで、よりアクセスを広げていくような形にしたいと考えています。

15の事務局のところですが、15-1、事務局の役割・体制について、こちらはより具体的に記載する

ことの是非という論点を立てていますが、これまでも議論に出てきましたとおり、事務局がどういったことを行うのかという点について、審査役の中立性と関連してご指摘をいただいています。こちらは逆に事務局の機能というものをそのほかのドナー等も見ながらより明示することによって誤解がより小さくなるのではないかと考えています。

従って、「審査役による調査および広報活動の支援、現地調査に係る調整、外部専門家の雇用に係る契約手続等を実施する場合がある」というようなことを追記したような文言にしたいと考えています。

それから、論点の15-2、事務局人員のJICAからの独立の部分ですが、事務局のJICAからの独立性を確保するために、これまでの方針案で事務局人員の選任方法やJICAとの雇用関係について要件を設けることとなっています。

JICAから完全に独立した事務局の設置というのは基本的には要綱改定の範囲を大きく超えており、現実的に極めて難しいところがあると考えています。やはり調査結果や、教訓とフィードバックの観点から、事務局人員について特段JICAとの雇用関係について制限を設けずに、現行の規定どおり数名のJICA職員を配置ということで一定の柔軟性を確保しながら対応できればと考えています。

一方で審査役の独立性、中立性はこれまでご説明してきましたとおり、外部専門家の活用ということをよりやりやすいような形として運用していけることを考えています。運用面でのその対応をしっかりと見直して、必要に応じて事前に申立人の意向を踏まえて調整するようなことで担保していきたいと考えています。

論点15-3、外部専門家の活用、こちらも続いて、これまで2回ほどご説明しています。事務局のところに外部専門家の活用というのが記載されていますが、これが必ずしも適切でないということで、審査役の項目のところに記載して、なおかつ申立プロセスの項目でもってそれを明示するというを考えております。

最後に第16条のところまででしたが、「見直しおよび経過規定」というところですが、見直しにおける透明性やそのステークホルダーの関与について追記することが必要ではないかというようなご意見をいただいております。

もともとこの見直し条項では、主要なステークホルダーである利用者や、審査役から得られた意見、評価に基づいて、見直しを検討することが定められています。ご承知のとおり、加えて追加で申立人からの新たな意見聴取を試みたり、一般の方からの意見評価の公募も行ったり、審査役からの改めてのヒアリング等々を行うなどしており、今次のプロセスをご覧いただければおわかりのように、十分に見直しに必要な情報を得て、議論を尽くしていきたいと思っています。

今次プロセスは透明性自体しっかり確保しながらやってきたつもりではありますが、透明性に配慮したプロセスで行う旨、現実に合わせて追記することを考えています。

17の別添等のところですが、17-1で多様な言語による申立書例の公開をすべしということになっていますので、こちらの異議申立要綱の言語や翻訳についてはガイドラインに合わせて対応したいと考えています。

最後に、異議申立とは異なる、ガイドライン自体に関わるところのご質問をいただいていますので、こちらにつきましては審査部のほうからコメントさせていただければと思います。

○加藤 JICA審査部の加藤です。「その他」のところに記載のとおり、円借款の実施に係る相手国

等との合意文書に、全ての被影響世帯から取り付けた署名入りの同意書・意見書を含めるべきというご意見をいただいております。この合意文書については、ガイドライン上ではどういう定義であるかということは明記をしております、有償資金協力におけるローン・アグリーメントとか無償資金協力におけるグラント・アグリーメント等の合意文書ということになっております。

これとリンクする形でガイドライン上のほかの部分においても「合意文書」という用語を用いていろいろと規定をしております。それらと比較をしますと、この被影響世帯の同意書、意見書というのは全く別のタイミングで取得する内容ですので、「合意文書」の定義にこれを含めるかというところは、全体の構成からみてもそぐわないかなと考えております。

他方でガイドラインの別紙1の非自発的住民移転および生計喪失に関する記載のところに今回、新たに合意文書に関する記載を入れておまして、「合意される補償内容は文書で対象者に説明され、いつでも当人がその内容を確認できるものとする」ということで記載をする提案をしておりますので、今回ご要望のあった意見の趣旨のところはそこで勘案することができていると考えております。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。ご説明ありがとうございました。

それでは、先ほど前半の部分で3点、まだ十分なこれからご理解をいただく必要のある点が残っておりますけれども、さらに加えてご発言、ご質問等ございましたら頂戴いたします。まず、ご質問あるいはご意見、ご発言、希望ありましたらサインを送っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今までのところ、鈴木委員からいただいております異議申立の期間の具体的な取り扱いの詳細、あと2点目が事業担当部署の関与の在り方です。3番目が事業停止の勧告の在り方、この点についてはまた少し今後、議論が必要かと思っておりますけれども、それ以外にご質問ありましたらいただきますけれども、鈴木委員、よろしくをお願いします。

○鈴木委員 先ほど質問して、追加の質問で大変恐縮です。1点だけ確認させていただきたいんですけども、10ページの申立人の要件というところで(1)ですけれども、当該プロジェクトにより現実の被害を受けた、あるいは相当程度の蓋然性で将来被害者が発生すると考えられる当該国の二人以上の住民により為されることが必要であると書いてあります。

これはほかの機関でも二人以上と書かれているから適切ではないだろうかというふうに判断をされているんですけども、プロジェクトによっては影響を受ける人が一人だけというケースもあり得るのではないかと思うんですけども、そのときに二人以上という要件でなければ絶対にいけないのでしょうか？

それとも、これは原則二人以上ということであって、一人だけ非常に大きな影響を受けるような場合は異議申立手続とかをやりたいということであれば、それはあり得るというような理解でいいのでしょうか。ちょっとその点だけ教えていただけたらと思ひまして質問させていただきました。

○原嶋座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。ご発言、ご質問等ありましたらお受けいたします。これまでのところ、木口委員、鈴木委員、田辺委員、村山委員からご発言、頂戴しておりますけれども、これまでご発言のない委員の皆様、あるいは傍聴席の皆様、今までの説明で確認を必要とするところがございましたら、ご意見、ご質問を頂戴いたします。サインを送って

いただけますでしょうか。

それでは、傍聴室からサインをいただいておりますので、傍聴室でご参加のどなたでしょうか、お名前を頂戴した後、ご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。お名前をお願いします。

○波多江氏 ありがとうございます。FoE Japanの波多江です。

2点ございまして、27ページの論点13-2でモニタリングに関してのことが書いてあるんですけども、ちょっとこの論点13-2でお聞きすればいいのか、あるいは論点10-9でお聞きすればいいのか迷ったんですけども、このモニタリングの部分で審査役によるモニタリングの部分についても外部専門家の活用というのは考えられているのかというところを質問させていただければと思いました。

というのは、私たち今まで6件あったというふうに伺っていますけれども、例えば、これはちょっと具体的に申し上げますと、モザンビークの案件が調査期間中だったときに、最初の案件であるミャンマーのティラワの特別経済特区のモニタリングを年次報告書でこれまで審査役が書かれていたかと思うんですけども、このモザンビークの調査期間で例えば審査役の方がそちらにかなり時間を割いていらっしゃるときに、年次報告書用というのか、こちらのモニタリング、各項のモニタリングのほうでどれだけ時間が割けるのかとか、そういったことを考えたときに、やはりモニタリングについても、審査役のモニタリングについても外部の専門家を活用することが必要なんじゃないか。そういったことを検討されたほうがいいんじゃないかと思ったので、ちょっとお聞きした次第です。

関連してこれも論点10-9のほうでお聞きすればよかったんですけども、外部専門家の活用というのは、その専門家というのは1度に例えば複数年、要はこれは英語にするときにはexternal expertにするのか、expertsにするのかということもあるかと思うんですけども、複数名を活用するということも考えられているのかということも、もしお考えであれば、今の時点でおわかりになる範囲で結構ですので教えていただければと思いました。

それから、2点目なんですけれども、30ページ目の論点15-1、15-2のところでは事務局の役割・体制と、JICAからの独立ということなんですけど、これ、論点の15-1でJICA方針案のほうで審査役による調査および広報活動の支援、あるいは現地調査に係る調整があるんですけども、この調査の独立性とか中立性を考えた場合には、JICAの事務局がこの現地調査に係る調整ですとか審査役の調査の支援をする役割をここに明記することが妥当なのかということが少し疑問に思いましたので、こちらはもう少し検討されたほうがいいのかと思った点です。

論点15-2のほうで審査役の、あくまでも審査役の事務補助を行う役割ということを明記されているのであれば、この15-1から現地調査に係る調整とかそういった文言というのか、そういった役割は落としていただいたほうがいいのか。そのほうがかなりすっきり役割が明示化されるのかなと思いました。

以上です。お願いします。

○原嶋座長 ありがとうございます。今、2点ですね。それでは、今、鈴木委員から1点と波多江様から2点頂戴しておりますので、この点について説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○折田 ありがとうございます。1点目、論点7-2のところの申立人、一人でも実際に出てきたとき

はどのように対応するつもりなのかというところですが、同じ説明を一部繰り返すことにはなりませんけれども、基本的には世銀もADBもやはり二人以上としているところから基本的には現行の規定を維持したいというふうの方針としては考えているところであります。

一方で、審査の間口を広げてその後の過程で要件を満たさない申立を排除するとか却下するとか、そういう方法もあるんですけれども、やはり最低限の客観性を確保した形でできないかということ、それから一人でも異議申立が可能となったときに制度の濫用の観点というのは否めない部分もございまして、それから申立人の逆に徒労の防止なども考えなくてはいけないと。そういった全体手続の迅速性につながることを考えると、やはり二名以上というような形でできないかなというのは、現在JICAが考えている対処方針ではございます。

2点目のところですが、第13項、波多江さんのほうからいただいたご質問ですが、13-2のところの審査役のモニタリング、こちらに対しても外部専門家が使えるのかということ、それから10-9のところでも外部専門家、複数名使えるのかということ、趣旨については審査役の項目に記載していきませんが、より細かい活用の仕方の制限等々を定めているものではないので、こちら、後から異議申立事務局にファクトの確認という意味でマイクを渡したいと思いますが、現在のところ私が理解しているうえではどういったことには使えないというような制限のつけ方はしていないと理解しています。

それから、もう一つ、15-1のところでも事務局の役割・体制についてこういった記載が妥当なのかということですが、これはちょっと宿題にさせていただいたほうがいいのかなと思っています。ここもちょっとファクト等を含めて、もしくはほかの考えなど補足がないかというのを、JICAの中でマイクを渡させていただければと思います。

○竹田 異議申立事務局の竹田と申します。よろしく申し上げます。

1点目のモニタリング段階での外部専門家の雇用についてですが、こちらは雇用可能です。また、人数につきましても特に制限はありませんので、必要に応じて審査役のほうでこれだけの人数が必要とか、こういった分野の雇用が必要ということであれば対応可能という認識です。

1点目の異議申立事務局の役割・機能についてここはここまで明記しなくてもいいのではないかと。というご指摘については今後、具体的な改定案をご提示させていただく際に提示させていただきますが、この点を踏まえて検討をしたいと思います。あくまでも審査役の補佐という役割になってございます。以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。これまでいくつかいただいております。内容的には、今、ご覧になっているこの資料をアップデートし、さらにその後、アップデートする部分を例えば事業停止などの解釈についてはご覧いただくとかすることがもし余地があれば、そうしていただいたほうがいいと思うんですけれども、それに加えて、次にもありましたけれども、文案のほうに落とし込んでいく作業ということで、二つちょっと並行してほしい部分があります。

繰り返しになりますけれども、11ページのところの異議申立期間の説明です。それとあと事業担当者の関与です。これについては先ほどご説明がありました、当初ということでそれまでの経緯も踏まえてその範囲では許容できないかというそういうご説明でございました。

事業停止については勧告ないし具申は解釈上は可能である、そういうご説明。あと、先ほどの審査役の調査と事務局の関係については、文案の中でまた反映するというので、あとは事業停止の

解釈についてはやっぱりここに落とし込んでいただいたほうがいいように思うんですね。今の資料の中では事業停止の権限はないと書かれていますけれども、勧告することはできるということ、現状の規定では勧告ができるというのであれば、それはそういうことで明記していただいたほうが誤解が解けるのではないかと思いますので、対応をお願いしたいと思います。

これまでのところ、こう進んでまいりましたけれども、ご発言、ご質問ありましたら、異議申立については機会としては本日が最後になろうかと思えますけれども、ご発言の希望ありましたら頂戴します。村山委員、どうぞ。

○村山委員 村山です。ありがとうございます。事業停止に関係して解釈については理解をしました。ただし、現行の記述の23ページにある11の(2)、ここには不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる防止策と書かれています。ですので、あくまでこれについては具申ができるのは改善するために必要かつ可能と思われる方策という、日本語ではこういう表現になっています。英語も、今、確認をしたんですが、もっと強くて、possible measuresをrecommendすると書いてあります。

あくまでこれは可能性があるものについては勧告できる、具申できるけれども、可能性がないということについてはここには含まれていないように思います。なので、今のこの文言で、本当に先ほど折田さんがおっしゃったような解釈ができるかどうか、もう1度ご検討をお願いをしたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。今の事業停止については今の論点の一覧表の資料自身もやっぱり少し見直す必要がありますし、英語の文章と日本語の文章と、そこをもう1度、クларファイする必要がありますので、ちょっと宿題として事務局のほうにお願いしてよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。それでは、一応、これまでいただいでいて、若干意見の隔たりがあり、積み残しのところがありますので、次回、若干のバージョンアップとそれを改定案という形で落とし込んだものについて示していただくような段取りでできればというふうに考えております。

ほかはよろしいでしょうか。一応、ここまでで当初議題で予定しておりました異議申立に関わる論点案の説明と意見交換を一旦締めくくりにしたいと思いますのですが、織田委員、お願いします。

○織田委員 すみません、今頃になって。ちょっと気になっていたもので、最後だということで確認なんですけれども、これは16ページなんですけれども、論点の9-6のところでは審査役が二つの役割をするわけなんですけれども、JICAの今回の書き方では、紛争解決のための対話の促進、またはガイドラインの遵守・不遵守の確認のどちらかに重きを置いた調査を希望するか記載するように追記するとありますが、これは新しいことだと思えますけれども、例えば、紛争解決のほうに重きを置くと回答した場合は、遵守・不遵守の確認はかなりなくなるとか、おざなりになるとか、そういうことになるのでしょうか。ちょっとこの点についてご説明いただくとありがたいんですが。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。この点については事務局のほうからお願いします。

○折田 ありがとうございます。こちら、現在の対処方針なんですけれども、紛争解決のための対話の促進、またはガイドライン遵守・不遵守の確認のどちらか、あるいは両方。両方に重きを置くことも

可能というふうにはなっています。選択肢としてはフルである状態であると。

今、織田委員のほうからご質問いただいた紛争解決に重きを置いた場合には、コンプライアンスがおざなりになるのかというご質問に対して、おざなりになりますという回答はいたし難いところではあります。ただ、これまでも過去のケースで、対話の促進により注力してほしかった。また、対話の促進がなされたことがよかった、など。コンプライアンスの遵守・不遵守の判断よりは対話の促進に、より主眼があるプロセスであるとよかったというようなコメントをこれまでにいただいたりとか、その逆もあるわけですが、そういう意味で申立人のほうが企図したことをより適切にくみ取るといことが趣旨ですので、どちらかを選んだらどちらかがおざなりになるということではなくて、両方しっかりやってほしいという選択肢ももちろん残していると理解しております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。織田委員、よろしいでしょうか。

○織田委員 ありがとうございます。ちょっと新しい形になるので、どうもなかなかイメージが湧かないんですけども、今のところはこれで結構です。もう1回ちょっとよく次回までに考えます。ありがとうございました。

○原嶋座長 原嶋でございます。傍聴室でご発言の希望が出ておりますけれども、お名前を頂戴してよろしいでしょうか。

○波多江氏 すみません、度々失礼いたします。FoE Japanの波多江です。

もう1度、ちょっとぶり返してしまい申しわけないんですけども、論点10-7で鈴木委員が何度か挙げていらっしゃる点です。18ページ(5)の3)のただし書きの部分ですが、ただし相手国等に対してヒアリングを行う場合には、当初は事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うというのは、私もここはただし書きは要らないんじゃないかというふうに思っております、必ずしも相手国等であっても事業担当部署を介してアレンジを行う必要はないんじゃないかと思っておりますので、例えばアレンジを行うことを可とするぐらいにしたらあってもいいかと思うんですが、これは削除していただいたほうがいいのかなどは思っています。

これと関連して念のために確認なんですが、この(3)の部分ではただし書きの前半には申立人とのヒアリングのことも書いてあるのですが、このただし書きの部分の相手国等については、住民というかこの申立人はもちろん入っていないという理解でよろしかったでしょうか。

申立人については特に住民とか事業担当部署を介してヒアリングのアレンジを行うというのは、かなり中立性ですとか独立性を損なうものがあると思いますので、念のためにここだけ確認させていただけるとありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

○折田 ありがとうございます。相手国に対して当初のヒアリングのためのアレンジですが、このところの見解は先ほど申し上げたとおりで、審査役が単独でというのは現実的ではないだろうというのは、そしてまた、プロトコル上も適切ではないだろうと考えているというのは、私どもの考えでございます。次回に向けて、いただいたコメントをもう1度、よく考えながら文案に落とししていきたいと考えていますけれども、ちょっと考えてさせていただければと思います。

一方で、相手国等に対してのこの「等」の中に申立人が入っているかというところに入っていないというのが回答でございます。以上です。

○竹田 事務局の竹田ですけれども、この相手国等の定義につきましては改定案の中で明示化するようにしたいと考えております。

○原嶋座長 それでは今の鈴木委員、波多江様からも頂戴しておりますけれども、ガイドラインの10の異議申立プロセスの5の3)の条項です。ご意見としてはただし書き以降、場合によっては要らないんじゃないかとそういったご意見を頂戴しております。

あと、当初ということの意味合いです。英語でどうなっているのか私は今はわかりませんが、これについてのもう少し明確な説明をするなり、ちょっと次回までに再考をしていただくということで、宿題とさせていただきたいと思います。ここまででご発言がもしありましたら、最後になりますけれども、異議申立については本日で最後になりますけれども、よろしいでしょうか。

一応、3点ほど宿題をいただいておりますので、次回、今、お手元の資料をアップデートすることと、今までである程度、ご理解いただいた部分を具体的な改定案というかドラフトの文書に変えていただく、落とし込んでいただくという作業を次回までをお願いをしてそこでまた議論をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、一応、ここまでで議事次第の2番目になりますけれども、異議申立手続要綱改定の論点案の説明・意見交換を締めくくりとさせていただきます。

ここでまた換気のために少しお休みを頂戴して16時5分から次のところに進みたいと思います。では、16時5分、再開でございます。

15:58 休憩

16:05 再開

○原嶋座長 それでは時間となりました。原嶋でございます。音声は届いていますでしょうか。

それでは、お手元の議事次第の議題の中の3番目になります。環境社会配慮ガイドラインの改定案の説明ということで、前回の議論を踏まえて、大変詳細なご意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。それを基に事務局も大変ご苦労いただきまして、直しを入れていただいているものが今、お手元でございます。大きな争点として、FAQの位置づけということと、あとEIAの公開ということがございましたけれども、そういうことも含めまして、皆様からいただいたご意見をどういう形で反映したかということの概要について、事務局からまずご説明を頂戴します。

○小島 審査部の小島でございます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

委員の皆さんから、96に上る意見をいただきました。今日の配付資料の29ページから、提出順に並べております。書類の下のほうに、1から始まるページがあります。これに基づいて説明していきたいと思います。その後、FAQにもご指摘を反映させています。FAQは、43ページから始まる横長の資料の中に書き込んでいるものがありますので、FAQで書き込んだ部分だけを抜き出して説明します。その後、加藤のほうから改定案がどのように変わったかという説明をして、皆さんからコメントいただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、今日の配付資料の29ページ、下に1ページと書いてあるものから説明を始めたいと思います。

まず原嶋委員から二つ意見をいただきました。気候変動対策という言葉が気候変動の緩和と適応というように修正しました。

続きまして、2番目はミティゲーション・ヒエラルキーをまず規定及び記載すべきというご趣旨

だと思えます。これも修正しました。

2番目に、織田委員から3番から10番にかけて8つの意見をいただいています。主に序と理念におけるご指摘です。いただいたものについては修正あるいは回答しました。隅括弧つきの記載がある項目名については、最終的に残すか消すかについては、判断をお任せいただきたいと思います。

ミティゲーション・ヒエラルキーの記載ぶりについては、織田委員以外にも何人の委員からも指摘がありました。同じように統一すべきという指摘です。まとめて修正しております。

続きまして、田辺委員、木口委員からまとめて意見をいただいています。11番から12番にかけて、2個の意見です。

11番については、海投案件においてEIA公開期間を60日とする考えについてのご指摘だと承知しました。私たちの考え方は、その1番右の対応に記載したとおりでございます。案件形成の初期段階からきちんと情報提供や現地ステークホルダー協議を行って、影響を受ける皆さんがきちんと理解したうえでプロジェクトが実施されるよう注意していくというところでございます。

12番については、E/S借款期間中に影響が予見される場合の扱いの指摘と思われる。ご趣旨を踏まえて、予見される場合はE/S借款の環境レビューにおいて要件を満たすことを確認するというところで修正をしたいと考えています。

続きまして、2ページから5ページにかけて、20個のご意見、13番から42番、黒木委員からいただいています。

まず最初、15番です。環境影響評価とするか、環境アセスメントとするかというところで、これは環境アセスメントという言葉に統一しました。

16番、助言委員会の開催タイミングについては、きちんと書いておくべきだということのご指摘です。実は公開しているものがありますので、それをFAQに追記したいと思います。

17番のフォローアップについて、これはちょっとややこしかったんですけども、開発計画調査型技術協力は、資金協力と紐づいているわけではないので、ガイドライン内でのフォローアップは、開発計画調査型技術協力で策定した計画のその後を追っていくという意味で使用しています。混乱を招いたと思えますので、記載を修正したいと思います。

20番、住民移転など、一部の要因が中心でカテゴリAになったものの扱いについては、FAQで扱いを記載したいと思います。具体的に言いますと、カテゴリAプロジェクトのうち、大規模非自発的住民移転や先住民への重大な影響が理由となりカテゴリAに分類されるプロジェクトについては、別紙2カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の記述は、当該プロジェクトが与える影響の大きさに応じて必要な項目・内容が満たされれば良いと考えますというふうにしております。

飛んで、25番です。ゼロオプションについては、今回の改定では取り上げない方針になっていると考えていますので、問題ないかと思えます。

4ページに移りまして、26番、27番です。実施決定後のステークホルダー協議、あるいは実施決定後のプロジェクトの変更などについての指摘だと思います。現状、記載のとおり、合意文書に基づいた対応が求められていますので、書きぶりは変更なしとしたいと考えています。

30番、31番です。対応に記載のとおり、先方政府のEIAに対するJICAの考え方は、助言や助言対応結果、事前評価表の公開、ステークホルダー協議などでの説明で関係の皆さんに伝わるということで考えています。現状の考え方を維持したいというふう考えております。

ページ移りまして、42番のご指摘です。環境チェックリストを改定すべきではないかというようなどころについては検討したいと考えています。

続きまして、鈴木委員からいただいたコメントでございます。5ページから7ページにかけて、43番から56番です。14個いただいています。まず43番、46番のFAQに関する扱いについては、本文に明記していますので、ご確認いただければというふうに考えます。

46番の労働あるいは構造物の安全については、FAQに記載するというところでございます。具体的に6ページの上のほうにFAQの記載ぶりを書いてありますので、確認していただければと思います。

続きまして、48番の保安員の記載に対するご指摘なんですけれども、この文案、諮問委員会の中で議論させていただいたものなので、現状維持させていただければというところでございます。

49番の紛争の防止解決に係るご提案は、ご趣旨は理解するんですけれども、対応は現状のとおりにしたいというところでございます。

その後、飛んで55番、あるいは56番のところ、チェックリストにおける項目、あるいはモニタリングを行う項目です。この中で、水量、あるいは生物多様性、生態系サービスに関する記載を追加いただければというところなんですけれども、これも水量よりは水利用という言葉にして入れ込んでいます。あと生物多様性、生態系サービスについても適宜、反映しております。

続きまして、村山委員からいただいたご意見、57番から66番にかけて、10個いただいています。

その中で、57番のFAQの扱いについては、先ほど説明したとおり、書きぶりを変更しております。

60番の、これはまたFAQの変更の扱いについてなんですけれども、これまで議論の中で出てきたFAQについては方針案の中で示していますので、ご確認いただければと思います。

61番でいただいている、私たちが120日ルールと勝手に呼んでいるものについて、ご指摘のとおり、L/Aの締結が困難が生じた場合は、そもそも120日公開していたとしても、L/Aは締結できないものだと考えています。最終的なEIA報告書の取り扱いはご指摘のとおり追加公開したいと考えています。

ページ移りまして、10ページからです。杉田委員からいただいた67番から70番にかけて、4つの意見です。これはご指摘のとおり反映しましたというところでございます。

続きまして、日比委員からいただいた71から93、23個だと思いますが、ご意見をいただいています。たくさんあるので反映されていないもの、あるいはこれまでの方針で説明されていないものを中心に説明しますと、まず88番、89番の森林に対する扱いです。88番は違法伐採の話、89番は森林認証の話でございます。違法伐採は当然ながら、現地において違法となりますので、これは禁止されるべきものだと考えています。現状の記載でも問題ないと考えています。森林認証については、個別案件で取り組んでいくというのが今の方針でございますので、特に追記は考えていないというところでございます。

91番です。GHGの扱いに対する留意点というところで追記の提案をいただいております。一つが、影響を及ぼしやすいセクターのところ、農業のところ、大規模開墾、灌漑を伴うものに追記して、GHGの排出源として留意というところ、GHGの排出源として留意すべきものは多分ほかのセクターでもあって、ここで書いてしまうと、ほかの部分にも書かないといけないので、現状維持させていただきたいと思います。その後の、2ポツ(3)のところも、生態系、生息地の土地利用

などについては、それ以外の項目のところできちんと配慮されるというところで、私たちも記載を維持したいというところがございます。

続きまして、杉本委員からいただいた94から96番、3つの意見でございます。95番です。上段の部分は、上位計画との関係というところ、NDCとの関係というところでございます。これはこれまで説明してきたとおり、JICAガイドラインの中ではなくて、ほかの枠組みで確認させていただきたいと考えています。

後段の部分です。GHGの推計スコープと派生的・二次的、不可分一体の議論との関係のご指摘です。これも私たち、とても考えさせられるものだったんですけども、実は派生的・二次的、不可分一体の考え方は、私たちと世銀、同じような考え方をしているんですけども、世銀においても、GHGはスコープ1で推計しておりまして、特に派生的・二次的、不可分一体の議論を適用していないようです。私たちも今回はそのようにして、国際的な潮流と現実を踏まえて、それは考えていきたいというところがございます。

96番のご指摘です。これも上位計画との関係だと考えます。マスタープランの場合は、上位計画との関係がより調査の対象になるだろうというところではあります。現に私たちも、それはとてもよく確認するところではありますが、ガイドライン上での要件とするよりも、私たちのほうできちんと確認するというところがございます。

あと、上記のコメント以外のところで、相手国政府などという表現を使う際に、言葉に揺らぎがあることに気づかされましたので、そこは最終的にチェックさせていただきたいと思います。あるいは、読点とポツの使い分けももしかしたらチェック漏れがあるかもしれませんので、そこら辺はお任せいただければというところがございます。

続きまして、JICAの方針案のほう、43ページから始まるものについて、これも説明させていただきたいと思います。

まず43ページの右のほうに、FAQの位置づけについてのFAQ、書きぶりとFAQを記載していますので、ご確認いただければというところがございます。

続いて、FAQについて記載があるのは、48ページのほう、右のほうです。これはまさにGHGの排出量推計をどのように考えるかというところで、2万5,000トン・スコープ1、それと、対象のガスが書いているところがございます。

次が、これもまた飛びまして、52ページでございます。マスタープラン段階において、これはBATの考え方を記載するというところのFAQをここに入れ込んでいるものがございます。

続きまして、54ページに、またFAQが出てきます。JICAは気候変動対応策にどのような方針で対応しているのかというものに対して、Climate FITについての言及、あるいはJICAの中でのポジションペーパーについて言及しているというところがございます。

55ページにおいては、対象、スキームについてどう考えるかというところで、類する事業や関連する調査というのにどのようなものが含まれるかというところについてのFAQの文案を入れているところがございます。

57ページの右側には、コモンアプローチの考え方を記載しています。

協調融資機関間の環境社会配慮手続の相違に伴う借入人の負担増を可能な限り回避するよう努めるというような書きぶりです。

飛びまして、58ページの1番下からです。これは先ほど私が説明しましたカテゴリAの120日ルールについての説明を記載しているものでございます。これはこれまでも見ていただいているものだと思います。

62ページの右側に、世銀グループとの大きな乖離がないことということについてのFAQを記載しています。

飛びまして、68ページです。どのような人々を社会的な弱者と認識、配慮を行うべきとJICAは考えているのですかというものに対する答えを書いております。

続きまして、72ページです。下のほうにあります。環境社会配慮ガイドラインで、プロジェクト、労働者の労務管理や安全・健康、児童労働についてどのように対応しているのですかというものに対するFAQが書いています。

続きまして、73ページの右側なんですが、これもジェンダー平等にどう取り組むんですかということについてのFAQを書いています。

飛びまして、77ページの右側に、生態系と生物相に関するFAQを2点入れていますので、ご確認ください。上のほうは、生物多様性の考え方、下のほうは、生物多様性サービスについての配慮の仕方というところでございます。

あと二つです。82ページの右側です。補償内容の住民への説明の際には、どのようなことに配慮すべきですかというところでもあります。それについて、答えが書いてあるというところでございます。

最後、84ページにおいては、FPICの考え方をどのように導入するかというようなことについてのFAQを記載しているというところでございます。

以上が、ご意見に対する私たちの考え方、それと、FAQについてご説明させていただきました。引き続き加藤のほうから改定案について説明します。

○加藤 今、ご説明をしておりました諮問委員会資料②の一番最初のページから、ガイドライン改定案をお示してありますのでご覧ください。

皆様に送付した資料には、青マーカーが恐らく入ってくるのではないかと思いますけれども、小島から説明をさせていただいたとおりにガイドラインの改定案に反映しているものでございます。

「序」のところでは、冒頭の「SDGs」の代わりに正式名称として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を記載し、また、アジェンダ21の言及、「誰一人取り残されない」との記載、そういったところを織田委員のご指摘に従って直しております。

また、気候変動の部分でございますけれども、ここは原嶋座長からご指摘いただいている緩和と適応というところの明記や、日比委員からご指摘いただいている点を反映しております。

続きまして、3ページに参ります。3ページ、引き続き織田委員からいただきました点、また、6番の1.1の6のところには村山委員からご指摘いただいたところも踏まえて、「情報の透明性」という書きぶりにしております。また、1.3の定義のところは環境社会配慮に関する定義を原嶋座長、鈴木委員から指摘いただいたものを踏まえて直しているとともに、2ポツのところは黒木委員から環境アセスメント報告書の120日公開に絡んで、適切な定義を、ここに盛り込みました。また、対象事業が何を指すかというところも、次のページ、4ページで言及をしております。

また、6ポツ、定義の続きですけれども、黒木委員、杉田委員からいただきました「環境アセス

メント」、この辺の表記の統一、また、定義の16番も、「環境社会影響」というところは、今後もいくつか出てまいりますけれども、黒木委員のご指摘に従って直しております。

引き続き、5ページの1.4の基本方針のところに、ミティゲーション・ヒエラルキーを明記しておりますけれども、原嶋座長、村山委員からいただきましたとおり、ミティゲーション・ヒエラルキーの記載ぶりをきちんと順番を追って、ロジカルに記載をしたというところでございます。

引き続きまして、6ページの1番下、「1.9 普及と運用」のところでございます。ここは村山委員ほか、長らく議論させていただいたFAQについて、ガイドラインに記載すべきというところをここで2ポツとして新たに盛り込むご提案をしております。「環境社会配慮面における潮流やグッドプラクティスを踏まえたガイドラインを解説するFAQを公表し、運用面で参照する」という形で位置づけを明確化するというものでございます。

引き続きまして、8ページに参りますけれども、2.3の環境社会配慮の項目につきまして、生態系サービスについても鈴木委員のご指摘に従って、追加をしております。

また、9ページの2.5、社会環境と人権への配慮のところですが、杉田委員からご指摘いただきました、子ども、高齢者、貧困層のところを追記しております。

また、10ページに参りまして、「2.6 参照する法令と基準」ということで、世界銀行のセーフガードポリシーというところは、村山委員、黒木委員からもご指摘いただいて、セーフガードポリシーはオペレーショナル・プロシージャー等を指すということで、今のESFやIFCのパフォーマンス・スタンダードを上手く表現できるように、「環境社会ポリシー」という記載ぶりとしております。

引き続きまして、13ページでございます。ここも引き続きミティゲーション・ヒエラルキーについて、きちんと書きぶりを整理するというところ、また、14ページ、こちらは黒木委員のご指摘に関連する120日公開のところの書類の位置づけの明記です。「相手国政府の承認担当省庁」という言葉を統一して用いる形で、誤解のないような書きぶりにいたしました。また、村山委員からご指摘いただいた承認担当省庁提出版と、承認された最終版でどうなったかというところの変更点・ギャップのお話については、最終的な報告書を追加公開することを明示をするというものです。その下に参りまして、ここはまたミティゲーション・ヒエラルキーや環境アセスメントに関する言葉の整理をしております。

続きまして、15ページでございます。15ページのこれは3.2の(5)エンジニアリング・サービス借款のところでございます。2ポツのところに、「その場合であっても」という記載ぶりをさせていただきました。田辺委員から文案をご提示をいただきましたのですけれども、私どもとしては、E/S借款の特性上、E/S借款を開始するときに、事業の全体およびそこから影響が生じる環境影響の全体を把握することが難しい場合があつて、エンジニアリング・サービス借款の途中で情報収集がされて、本体借款の前に環境レビューをするというケースがございます。これがまさに2ポツのところでございます。今、田辺委員からいただいた文案はエンジニアリング・サービス借款中に影響が生じない場合に、こういったことは可とするということで、仮に小さい部分でも影響が生じると、プロジェクト全体の環境レビューが生じる書き方ということをご提案いただいております。私どものこれまでの諮問委員会での議論を総合しますと、全体の環境のプロジェクトの影響が、調査中である場合であっても、E/S借款中に、例えばアクセス道路とか、一部で環境社会影響が発生するとい

うことが予見される場合には、そこに絞って、きちんと環境社会配慮を、エンジニアリング・サービス借款の前に行うということが肝要であるという理解をしておりますので、それに対応できるように、ここで、「その場合であっても、エンジニアリング・サービス借款期間中に影響を予見される場合に、E/S借款レビュー時に、E/S借款を環境レビュー時に確認する」ということを盛り込んだものということでご理解をいただければと思います。

引き続いて、16ページですけれども、「アカウンタブルな」というところを黒木委員のご指摘に従ってわかりやすく記載をし直したというところがございます。

19ページに参りまして、ここも引き続き言葉の整理、そして次のページ、20ページに参りまして、検討する別紙1の1個前のところに、先ほどフォローアップとの関係で説明をさせていただきましたが、言葉の明確な整理をして、適切な対策の計画や体制という書き方に変えております。また、別紙1のところには生態系サービスの文言を追加しております。

また、別紙1、法令基準、計画との整合性について、日比委員から現行の書き方のわかりにくさの修正の提案がありましたので、いただきました点を踏まえて修正をしております。これまでのガイドラインで想定している配慮の在り方を変えるものではなくて、それを明確に理解しやすくするための修正でございました。

その下の社会的合意の記載ぶりは杉田委員のコメントを踏まえた修正でございます。

23ページに参りまして、苦情処理の記載ぶりは村山委員からのご指摘を踏まえて修正をしております。また、別紙2で環境アセスメント報告書の取り扱いのところで、承認担当省庁に提出をしたもの、承認を得たもの、そのあたりの範囲を明確にするために冒頭に記載しています。この点は村山委員からご指摘いただきましたので、対応しております。

続きまして26ページでございます。現地ステークホルダーの協議の在り方の骨子を新たに追加するところがございますが、その中ほど、「意味ある協議」のところに、鈴木委員から、随時、異議申立に至る前に、環境社会配慮のガイドラインに基づくプロセスの中で紛争や苦情を回避できるような対応をすべしという考え方をいただいておりますので、その点を、意味ある協議のところに盛り込みました。

最後、27ページ、別紙6、チェックリストの項目のところに鈴木委員、日比委員からご指摘いただいている点、また、モニタリング項目のところにも同様にご指摘いただいている点を盛り込んでおります。

JICA事務局のほうからの説明は以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、おおむね大きく3つの資料に従いまして、ご説明を頂戴しました。皆様からいただいたご意見を、率直に言って、一言一句反映することは相互の矛盾なんかも出まして、難しい点がございますので、その点はご容赦いただきたいということでございますけれども、最大限努力していただいて、反映をさせていただいた結果でございます。これにつきまして、これからご議論いただきます。大きくは前回、FAQの扱いとEIAの公開ということが意見の隔たりとしては大きかった点かと思っておりますけれども、その点も含めまして、ご意見を頂戴しますので、ご意見のある方、サインを送っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

黒木委員、聞こえますか。申し上げます。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。ちょっとネットが不安定なので、先にコメントと質問、あと確認というところで2点お尋ねしようかと思っております。

コンサルタントというか、私から提出させていただいた意見の15番と20番のところ、まず一つ目なんですけれども、15番と20番のところに関するコメントなんですけど、定義のところでは、環境アセスメントについて説明を設けていただいて、これをぱっと見ると、我々の技術的な観点からは、EIAとかIEEを包含するものだというので理解しました。そうすると、別紙2のタイトルは、カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書と書いてあって、IEEで求められる条件とか、EMPで求められる条件というのがかなりこの内容にそのまま当てはめられないところがあるので、先ほど小島課長のほうから説明があったと思いますけれども、必要なところを当てはめて考えますということで理解したけれども、それでよろしいでしょうか。もしそうであれば、FAQに記載をお願いしたいところなんですということで、これが1点目の確認と質問です。

もう1点が、質問の30番についてなんですけれども、これはずっとコンサル側から議論を長くしているところなんですけれども、最終的に環境レビューを行うことで、そのギャップを埋められるし、透明性を確保できるというのはわかるんですけれども、適時性という問題から言うと、相手国側が承認したEIAを120日、そのまま出すのではなくて、そこにやっぱりJICAさんとしてチェックしたことを、こういうことが足りないとかということは初期的なコメントがあるべきであろうというのが、我々の意見です。

もう一つは、準備調査のケースについては、準備調査の段階で、助言委員会を2回開催しますけれども、その2回目の開催が終わって、助言だけではないんですけれども、当然、JICAさんの内部での環境社会配慮審査課とも細かくチェックをいただいて、それを最終的に反映したものを相手国に出して、承認省庁提出版ドラフトというような形で、そこから120日カウントということをこれまでも言ってきて、前回、加藤課長のほうから、それは運用上の問題で対応できると思いますというようなお答えをいただいたかと思っておりますけれども、それはそういう理解でよろしかったかという点と、そういったことについて、JICAはしっかり準備調査の中で、自分の調査では、EIAを準備しますよというようなことをFAQに明確にされたほうがよろしいのではないかという意見です。

以上、大きく分けて2点でした。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、田辺委員、聞こえますか。

どうぞ、よろしくお願いします。

○田辺委員 ありがとうございます。2点あります。

まず1点目は、10ページ目の世銀の環境社会ポリシーという書き方なんですけど、実は世銀のESFの中には、ESPというものがあって、恐らく世銀が参照したのはESSだと思うんですけれども、これだとESPを参照するかのように見えてしまうので、ここはESSであるならば、それを明確にしたほうがいいかなというふうに思います。

2点目は、15ページ目のE/S借款の件なんですけど、趣旨は理解しました。フルバージョンの環境レビューではなくて、E/S借款時に生じ得る影響というものの環境レビューという書き分けが必要だということは理解したんですけれども、現状の15ページ目に書かれている、2項の後半部分に、その場合であっても、という形で追加いただいたんですけど、実はこの二つ、2項の前半部分と後半

部分というのは、ちょっとつながっていないように見えまして、というのは、「その場合であっても」の後半部分の中に「エンジニアリング・サービス借款環境レビュー時」というふうに書かれているんですが、2項の前半部分というのは、そもそも環境レビューはエンジニアリング・サービス借款の中で行わないということを意味しているのので、突然「その場合であっても」というふうに書かれていて、「エンジニアリング・サービス借款環境レビュー時に」というふうに書かれているんですが、少なくともその「環境レビュー時」というものがないので、つながらないのかなと思います。

恐らく整理をし直して、エンジニアリング・サービス借款の中で、フルバージョンではない限定的な環境レビューを行う場合というのをきちんと整理し直したほうがいいのかなと。

エンジニアリング・サービス借款の環境レビューを行わない場合と、限定的な環境レビューを行う場合の2ケースにおいて、恐らく3項のものが適用されるという理解ではいるんですが、その限定的な環境レビューを行う場合に、この3.2.2が全部進むのか、それとも、この部分的な対応なのかというのも、もう少し整理が必要かなと思っています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。2点ですね。特に後半のほうがあれですので、後ほど回答をお願いするようにします。

日比委員、聞こえますか。大変恐縮ですけれども、手短かにコンパクトにお願いします。

○日比委員 4点になるかと思っています。ご説明、それから、かなりの部分、提案を取り入れていただく努力いただきありがとうございます。それで、いくつか質問あるいはコメントをさせていただければと思います。

今日の資料でいけば、最初の方針案のところを示していただいている資料を基に指摘させていただければと思います。

3ページ目のところで、気候変動について、10番の方針案です。気候変動対策については、序において、日本政府の方針に沿ってということに記載しますということを書いていたこと自体はいいんですけども、ここで書いていただいていること自体はいいんですけども、加えて、質の高いインフラに関するところで、やはりインフラ新戦略についても触れていただくことはできないのかなというふうに考えておりました、もちろん新戦略は石炭火力についての方針に言及があるというものもあるんですけども、それだけではなく、環境性能の高いというところを非常に強く書いていますので、そういう意味もあって、質の高いインフラの項目の下で、新戦略に触れていただきたいというのが趣旨でございました。これが1点目です。

それから、2点目が、資料の箇所を探しておりますが、飛んで、今日の資料の19ページ目です。別紙1の基本的事項というところで、環境社会関連の費用・便益をできるだけ定量的に評価に務めるというのがこれまでもありました。ただ、ちょっと問題提起させていただいたのは、それができるだけということではあるのですが、私の感覚としては、いわゆる環境費用、そのヒドゥンコストのようなものをしっかり定量的に評価しているという例は、稀、限定的だったのかなという印象を持っております。2010年のガイドラインから10年経つということもありますし、ここはもう1歩踏み込んで、定量的な費用便益の評価を取り入れていく、これまでできていなかった部分をより進めるという表現に踏み込んでいただくことを考えていただきたいというのが2点目です。

3点目は、次のページでありまして、別紙の法令のところ、保護区のところでも書きぶりを
ご検討いただき、ありがとうございます。ここの書きぶり自体はこれでいいんですけども、一つ
だけやはり気になるのはFAQのほうで例外的に事業を実施する際というところがあるわけですが
でも、すでに5年、FAQの下でやってきたわけですので、やはり振り返りと検証をしていただき、
あの例外条件で本当にいいのかどうか、改定の必要性について検討していただきたいと思
います。特に、やはり生物多様性自体は悪化の傾向が続いており、かつ、特に途上国にお
いて人口が増えていく中で、ますます自然生態系への開発圧力が高まっていくという状
況にあることから、現行どおりの生態系に関わるセーフガードの維持で、地球の生物多
様性を守っていくということがJICAとして本当にこれでセーフガードできるのかとい
うのは検討がもう1段必要だろうというふうに感じております。

最後に25ページです。影響を受けやすいセクターというところで、農業のところを
中心に先ほどご説明いただきまして、農業だけ、例えば温室効果ガスに留意するとい
うのを、それを書く、ほかにも書かないといけないということだったんですけども、
私は、であれば、書けばいいんじゃないかというふうに思います。というのは、この
項は影響の大きいセクターを書くところですから、農業、それから、エネルギー転換、
あと、交通部門など、非常に排出量の大きいセクター、気候変動対策上、影響が大
きいというのがわかっている、非常に留意すべきセクターというのは、書いてお
いてしかるべきと考えます。特に農業については、現行の記載ぶりを検討した際
には、多分、農業からの排出量というものを念頭に置いていなかったんじゃないか
というふうに私は思っておりまして、その意味からも、その検討をお願いしたいと
思っています。

それから、火力のところ、私はここに石炭火力というものを入れたほうがいいん
じゃないかということをご提案したんですけども、石炭については、これまでもそ
もそも特定セクターを書くものではないというお答えもあったんですけども、この
項はまさに特定のセクターをリストアップするところになっておりますので、石炭
火力という、明らかに排出量が多く影響の大きいセクターについて書かない理由
というのは、これまでのご説明では論理的に理解できないなと思っております。
再度ご検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。それではこれまで黒木委員、田辺委員、日比委員、併せて、
私のほうで確認したところでは、8あるんですね、よろしいでしょうか。ご説明。コ
メント的なものも含まれておりますので、その点、含めてよろしくお願
いします。

○小島 ありがとうございます。まず黒木委員からいただいた、ご意見の15番と20番、
ページで言うと、30番、31番のところについてでございます。

環境影響評価と環境アセスメントという書きぶりが二つあって、それを環境ア
セスメントというふう整理したのに伴って、20番の指摘で、では、どうい
う項目について書けばいいかというところについて記載しているものでござ
います。

当然ながら、相手国政府のEIA制度において、どのような記載ぶりが必要とされ
るのかということに左右はされるんですけども、影響が生じるものについてピ
ックアップして書いていただくことについては問題なくて、このご指摘20番の
対応策に書いてあるとおり、FAQにこのようなことを記載しようというところ
でございます。

○原嶋座長　そうですね、今、EIAの120日公開のところですね。二つ目のご質問といたしますか。

○加藤　黒木委員からいただきました二つ目、意見30に関係して、環境レビューの透明性の確保、そこでJICAとしてチェックした内容が初期的なコメントでも示されるべきだろうとのご意見をいただきました。また、協力準備調査を行った場合に、2回目のDFR段階での環境レビューを助言委員会を了して、JICAのレビューも反映したJICAのドラフトファイナルレポートのレビュー・確認も反映したものを承認担当省庁提出版として取り扱うということの良いのかどうかというご指摘でした。まさにご理解のとおり、協力準備調査を通じて作成支援を行うEIAについては、ご理解のとおり、2回目の助言委員会のコメントを踏まえて、DFRがリバイズされたものが相手国に提出され、それが承認担当省庁に提出されるという対応を確保していく想定です。従って、この点についてFAQにおける明確化ということをご指摘をいただきましたので、私どもとしても持ち帰って、そういったJICAとして対応する考え方について、皆様にわかりやすい形でお示しできるか考えたいと思います。

一方で、協力準備調査以外の場合について、相手国政府承認版、もしくは承認担当省庁提出版にJICAの初期的コメントをつけて公開すべきだろうというお話については、これまでもご説明をさせていただいたとおりですけれども、基本的にはJICAの一定の環境レビューを行うには、カテゴリA案件は助言委員のコメントもいただきながら、JICAとしては内部の審査手続をきちっと進めるということとなりますので、この120日前公開をする文書とはかなり時間的なギャップが起り得るということで、現実的にそれを待って、120日公開ということになると、被影響住民の方々、また、NGOの方々を含め、もっと前段階で120日前公開の文書を見れていたものが大幅に遅れて公開されるということとなり、情報公開の観点では、より早い段階でお出しするのが適切だろうと考えております。私どもJICAの環境レビューの内容自体は、ご理解のとおり、助言委員の助言としても公開をされていますし、JICAのレビュー内容は事前評価表という形で和文、英文ともに公開をされるということで、皆様にご覧いただくことができますので、情報公開の観点からも、そういった複数の対応で十分ではないかと考えているところです。

引き続き、田辺委員からご指摘をいただきました一点目、世銀の環境社会ポリシーという記載の点について、ご理解のとおり、ESFの中には構成される複数のビジョンとかポリシー、そしてESSというスタンダードがございます。田辺委員ご理解のとおり、JICAとしては、ESSというスタンダードとの大きな乖離がないということを確認をしていくというポジションでございます。

これについては、お配りしています資料2の62ページにFAQでどのように明記するかということをお示ししております。ガイドラインの中での記載内容としては、「環境社会ポリシー」という言葉にさせていただきます。それについてFAQでは、「JICAはプロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないとすることを確認するとありますが、環境社会ポリシーとは何を指すか」という質問をFAQで問い立てをしまして、そして、「世界銀行、具体的にはIBRDとIDAのESFに含まれるEnvironmental and Social StandardsおよびIFCのSustainability Frameworkに含まれるPerformance Standardsを指します」という回答とすることで、JICAとしてどこをリファーするのかということをお示しすることをお示ししております。

続いて、E/S借款のところは、ご懸念の点はよく理解をいたしました。基本の考え方は田辺委員と私どもも変わりがないということは確認ができましたので、E/S借款に関する条項の二つ目につ

いて、前半でやらないと言って、その後、限定的にやると書いてあるところがきちっとわかるような書きぶりをガイドラインで上手く入れられるか、そこが明確にできなければ、FAQで補足説明するか、言葉ぶりをよく考えたいと思います。

引き続き、日比委員からのご指摘のインフラ支援戦略のところと費用便益定量評価のところは企画部から回答をお願いしまして、先に生態系配慮のところについてのお答えであります。保護区、について、原則保護区外としつつ、FAQで条件づけをしているけれども、その例外的条件について、これで今の生態系の悪化も踏まえて十分なのかというところをいま一度考えるべしというご指摘でございます。

私どもとしては、日比委員のご懸念については、ここの5条件に加えて、生態系に関する具体的な配慮は、実際に環境レビュープロセスで行いますので、この二つ合わせ技で、質を担保した生態系の配慮を行うということを考えております。条件は、もう皆様、ご存じのとおりですけれども、FAQ上では5つ記載されておまして、実施可能な代替案が存在しないということと、こうしたプロジェクトの開発行為が国内法上認められること、そして3つ目は、認められる場合に相手国の法律や条例、保護区の管理計画の遵守、そして、4つ目として、実施機関が地域の管理機関、周辺コミュニティ、適切なステークホルダーと協議して、実施について合意が得られること、そして、最後が保全の目的に従って管理されるために、実施機関が必要に応じて追加的プログラムを実施すること、これはIFCで規定されているものと同水準の内容を確保しておりますので、国際水準の対応と思っております。入り口でこういったところを確保しつつ、実際に例外的にこれを充足した形で案件形成するとなったときには、生態系の配慮を、重要な自然生息地に関する配慮を含めて丁寧に行っていくということで、これらの合わせ技でご懸念の対応はできるものと考えています。

最後、影響を受けやすいセクターの記載ぶりでございます。ここの記載ぶりについては、今の記載ぶりの中でも農業、大規模な開墾、灌漑を伴うもの等、一定の範囲での言及をしております。また、火力発電についても言及をしております、ここは既に日比委員もご理解のとおりですけれども、いろいろと追加的に言及をしますと、非常に範囲が大きくなってしまいます。このセクターの例示というのは、基本、入り口のカテゴリ分類のところでは環境社会影響に照らしてどのようにリスクを勘案してカテゴリ分類をするのかというところの判断の基準ですので、大きくこのような形で記載して、網羅的に含めつつ、その中で具体的なプロジェクトの性質に応じてカテゴリ分類をしていくということで、十分、今の例示の内容で日比委員ご懸念の内容も踏まえた対応ができると考えております。

私からは以上です。企画部にマイクをお渡しします。

○折田 日比委員のほうからご質問いただきました、インフラ新戦略も言及すべきではないかという、90番のご質問についてです。既に加藤から一定程度ご説明させていただいたとおり、もともとの対処方針の9と10のところで、石炭火力の支援に係る考え方というのをどこまで書くかという点について、ガイドラインの冒頭の序のところでしっかりと脱炭素社会構築に向けたということで記載しているということが一つ、それから、日本政府方針に沿ってというのを明示的に書いていること、こちらで十分にご趣旨については対応していると理解しています。

加えて申し上げますと、別のところとも関連していきますが、石炭火力もしくは脱炭素社会、そういったものが言及されているあらゆる法令等、もしくは政府の方針と、全て言及していったとき

に、その範囲が限りなく広がってってしまうこと、それからもう1点、付言させていただきますと、ご承知のとおり、こちらのインフラ輸出の新戦略につきましては、昨年12月にできまして、2025年までのものがございます。ご承知のとおり、こちらの環境社会配慮ガイドライン自体は助走を含めて3年間で検討して、今後10年間にわたって作成しているものです。また政権、政策によって、こういった形で変更が加わり得るかわからないものを、ここで言及する必要性というのは必ずしも高くはないと理解しており、繰り返しになりますが、日本政府の方針に沿ってというところで十分、担保されていると考えております。

以上です。

○平良 日比委員からご指摘のあった費用の定量化の話です。これについては、理念の中に書き込むことで、これまでやってきたことを明確に位置づけましたことと理解しています。主体としては、開発途上国政府になりますので、そこでの意思決定でこれがしかるべく反映されていくようにこれまでの取り組みをさらに進めていくということで、ここに書き込まれているとおり、理念のほうに、我々としても、今までやってきたことを具現化したということで、一定程度、対応済みかなというふうに理解をしております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは言葉の捉え方で、どこまで含まれるか含まれないか、その辺りで若干の溝はあろうかと思えます。今までのところで、とりわけ黒木委員、あるいは傍聴席でご参加の高梨様、しばしばEIAの公開についてご指摘いただいております。あと村山委員からもこの点ご指摘いただいております。今、示されている文案、全体の折り合いですね。黒木委員のご意見をそのまま反映しますと、情報公開が場合によっては半年近く遅れてしまって、被影響住民が情報に接する機会が非常に遅れてしまうと、そういう問題点もあります。一方で、村山委員からもご指摘をいただいておりますけれども、内容、クオリティ、質の問題をどうやって確保するかということの折り合いの中で、今、形を示しているということで、従来どおり、提出版から120日ということになりますが、一方で、その内容を補填するような形での情報提供をしていくと、こういう組立てをしていただいたという状況であります。この点、今、多分、傍聴席、高梨さんでしょうか。

では、お願いします、ご発言。

○高梨氏 今回、少し検討いただいたということで、今、14ページのところで出ているんですけども、今、座長のご説明、あるいは加藤課長もお話した、情報公開をできるだけ早くするというのは、要するに現地側のEIAレポートというのは、ある程度十分なものだというふうなことの前提だと思えるんですね。やっぱり私ども、現場で、現地側がつくるEIAレポートというのは、往々にしていろいろ課題が多いという、そういうものを早く出したからといっても、結局、問題は先送りにされて、後々問題が起きてしまうということも考えると、やはりしっかりしたものを出すということがむしろ大事で、不十分なものを早く出すことが問題解決にならないのかというふうに思っております。

今回、特に14ページの3のところに、JICAのところでも現地側から提出された報告書についてレビューを行って、問題がある場合には必要な方策を強化するとともに、さらに環境改善を図るための方策もあれば、当該方策も含め、評価を行うということで、決して、ここでは相手に働きかける、

あるいは促すというような、現地政府のほうに改善を提案するとは書いていないんですね。ですから、ここが1番、私ども、気になるところで、やはり現地側のレポートが十分でない場合には、ここを改善して、やはり実施に当たってはこうするべきだということをしつかり環境レビューをして、相手側にそれを申し入れると。記録に残しておくことが1番大事なことと思っております。往々にして、そのところは日本側だけで、例えばホームページに公開しても、現地で、やはり実施段階になってお話しすると、いや、それは聞いていないというようなことになると思うので、日本側の努力というのが（※当該部、録音音声聞き取り不可）してしまうということで、やはりここをしつかり日本側としても、先方に働きかけるところを少し付け加えていただかないと、不十分な報告書を早く公開しても、それは現地のステークホルダーにとって必ずしもいいことではないというふうに理解できます。

あと、続いてちょっと、1、2点コメントなんですけれども、先ほど最初の法令のところ、世界銀行の環境社会ポリシーに変更されたという、加藤課長のほうのご説明がありました。私もこれは10年前に策定したときに、どうも違和感を持って当時も質問していたんですけれども、やはりJICAさんのガイドラインに、他の機関の手続、規定を盛り込むということに違和感を感じるんですね。ましてや、今回のように、もっと抽象的な環境社会ポリシーになっているという、それをしつかり、先ほどお話があったように、別紙で、例えばこれはESSをリファアーするんですとか、評価のガイドライン的な参照事項を別紙でもってしつかり書き込んでおられるので、今までのプロジェクトが世銀の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認するという文章は必ずしも必要ではないのかと思って、これはむしろ削除してもいいのではないかと思います。私は別紙のほうでしつかりそれを補完することをやっていいのではないかと感じます。

それから、黒木委員が質問した中で、同意文書のお話があります。これは5ページ目にあるんですけれども、いわゆる日本のODAは有償、無償、技協と、いわゆる3本柱でやられているんですけれども、現地協力について、合意文書の明示がないんですね。今回いただいた回答書には、無償のGrant Agreement等の中にそれが書き込まれている、あるいはそこで解釈すると書いてあるんですけれども、やはり先ほどののであれば、例えば現地とのMOUとかMOBとか、やっぱりこういう文章、リファアーする文章を明記してもいいのではないというふうに思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございました。EIAの公開については、被影響住民に対する情報提供と、情報の中身のクオリティのバランスの取り方について、いろいろご意見があるところだと思います。

続きまして、杉本委員、聞こえますか。どうぞよろしくお願ひします。

○杉本委員 ご説明ありがとうございました。私のほうから1点申し上げた、95、96についての回答をいただきました。ありがとうございます。2点、ちょっと確認をしたいと思ひます。

まず96のマスタープランのところについては、マスタープラン全体、策定支援全体に参加しているGLの要件とすることではないということなんですけれども、ご指摘のとおり、関連する上位計画において、そのマスタープランにおいて確認するという、そういう一般的な原則は存在するというところで理解していかどうかという点です。

ここで書かれているように電力セクターは当然大きく関係し得るものなので、当該計画そのものの検討の一環として確認されますというご回答をいただいておりますので、大きくNDCであるとか、

長期戦略等に影響を及ぼすようなマスタープランにおいては、そういったものを、このガイドラインの要件と言うかどうかは別として、JICAさんにおいて確認されるかどうかというところを確認できればと思います。

具体的に言えば、エネルギー以外で言えば、例えば、交通、運輸というのはNDCなどでも一つ大きなセクターになり得ると思っておりますので、そういった点かと思えます。

2点目、95番のところで、ご指摘いただいて個別のプロジェクトについては、別途日本政府およびJICAで確認されるものなので、ガイドラインに基づく確認対象としないということで、全体の中で確認をいただくということで理解をしました。

ただ、これまでも議論がありましたとおり、今回、これまでの気候変動の緩和への貢献というところについては、削減量をもって、その国の気候変動対策に貢献しますという一般的な書きぶりから、今回、排出量、絶対量を評価するというふうに変わっているというふうに理解しております。

その観点で言いますと、排出量が大きい場合に、その絶対量が、その国のNDCまたは長期戦略に、長期にわたって考えたときに、整合し得るのかどうかというのは、恐らくその排出量、絶対量に対しての比較等が必要となるというふうに考えられますので、今、事前評価表においては、どちらかということ、排出抑制に貢献して、緩和やその国の気候変動の緩和に資すると、もしくは貢献するという書きぶりかと思うんですけれども、もう少し精査、精緻な分析で整合する、しないほどインパクトがあるわけではないということの確認というのをどこかでされるのであれば、どこの文章でされるという一般的な、ここではないけれども、どこでされるということをFAQで書いていたほうが、このアセス書を見る場合の一貫性というのが担保されるのかなというふうに理解しております。そういう形で何らか、どこでこういうものが記載されるのか、事前評価書の中で詳細に書かれるのであれば、それも一つの案かと思えますけれども、そのような回答をFAQの中で記載いただくと、より明確になるのではないかとこのように思います。

スコープ2、3についてはいろいろとご議論があるかと思えます。今後、こういったところについては、進捗に応じて変わるものというふうに理解しておりますので、現時点において、スコープ1というふうに回答いただいておりますが、そこについては、今後の議論の中で考えられるかなというふうに思想としては理解しています。

例えば、エネルギーだけではなくて、交通セクター、運輸と考えたときに、ディーゼルの鉄道というのは、実際の運用の場面では排出量というのがカウントされる。他方で、電化されている鉄道においては、スコープ2などで、そもそも電力使用量から生じるCO₂というのはカウントされない。さらに、ここでは道路建設地は入るけれども、道路を走る車からの排出量はカウントされないというところ考えたときに、どこにインパクトがある事業なのかというところの比較というのが、どこでされるのかというところは、マスタープランの先ほどの議論の中でも留意すべきことかなというふうに思います。そういった視点で今回、このガイドラインの中で全て書き切るわけではないというふうには理解しておりますが、その中で、どこで適切にそういったものが比較、評価されるのかというところをできるだけガイダンスいただければ幸いです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

村山委員、聞こえますか。よろしく願います。先ほどちょっとEIAの公開の件につきまして

も、もしコメントを頂戴できればありがたいです。よろしくお願いします。

○村山委員 ドラフト版のEIAの公開について関連ですが、ガイドラインの中で言うと、23ページの別紙の2で、必要な環境アセスメント報告書という項目があります。ここについて、ドラフト版の扱いはどうなるかということについて質問させていただいて、今日ご提案いただいているのは、ドラフト版を含めて、ここに書かれている内容を含むというのが原則だということだと理解をしました。

ただし、内容を見ると、ドラフト版でこの項目が全て満たされるかということ、なかなかこれは厳しいというふうに感じています。そもそも1点目の手続を正式に終了して、相手国政府の承認を得なければならない。これは承認を得たものについては、今回、当てはまると思うんですが、ドラフト版では、前段階だと思います。

それから、4項目め、5項目めで、協議のことが出てくるのですが、ドラフト版でどこまでこの協議がなされて、記録までつくられるのかということを見ると、全てドラフト版のこの項目について当てはめるのはなかなか厳しいのではないかと感じています。その意味で、この扱いについては、改めて精査をいただいて、同じにするという厳しい対応ということもあると思うんですが、実質的にそうすると、ドラフト版が相手から出てきても、先ほども高梨さんからお話があったように、特に環境レビューからJICAが関わる場合、協力準備手続で関わっていない場合に、やはり問題が出てくるように思いますので、ここについては改めてご検討をお願いしたいと思います。ガイドライン本体が扱えないのであれば、FAQで扱うとか、その点も含めてご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。村山委員、ちょっと一つ教えていただきたい点があるんですけれども、先ほどドラフト、コンテンツの問題はあるんですけれども、公開のタイミングについて、どのようにお考えか、もし差支えなければご所見をいただきたい。例えば、早めに、内容は粗くてもプロジェクトのアウトラインなどを含んだ情報を早めに被影響住民に対して公開することと、もっとコンテンツがしっかりして、中身のクオリティが上がった後に、JICAのレビューを含めて公開する。これは大きく、極端な分け方をすると、二つ分かれるわけですが、そのタイミング、その点については村山委員のご所見、もし可能であれば言っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○村山委員 情報公開については原則としてはやはり早ければ早いほうがいいということがあると思います。ただし、早い段階で情報を公開して、不十分な点があることが出てくれば、それは追って対応するというのが条件付きで、その点が条件として含まれない限り、早く公開してもあまり意味がないというのは高梨さん、あるいは黒木委員がおっしゃっているとおりだと思います。

ですから、不十分な点については追って担保されるということが確保されていないと、幾ら早い段階で公開しても意味がないということになるんですね。なので、JICAのガイドラインで求められていて不十分な点について、どういうふうに確保していくかということが、どこかで示される必要があるかなというふうに思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。それでは、高梨様からも頂戴したご意見と、あと杉本委員からマスタープラン、上位計画の中での確認と、NDCの取り扱いについて二ついただいております。

あと、村山委員からは、多分、今日というよりは少し再考していただく必要があろうかと思えますけれども、別紙2の扱いとドラフト版EIAという、その関係性について、明確化する必要があるというご指摘で、とりわけ杉本委員からのご指摘については、ここでご回答いただける範囲でご回答いただいたほうが良いと思えますけれども、いかがでしょうか。

○加藤 高梨様および村山委員からご指摘いただいた点で共通でお答えできる部分はありますので、ご説明をしたいと思えます。一つは、高梨様からお話があったように、仮に承認担当省庁提出版で不十分な内容があった場合にしっかり働きかける、もしくは追加的な対応をする、そこら辺の日本側の努力というところがもう少し書かれるべきではないか。

そして、村山委員からも一番最後のところでご指摘がありまして、不十分な点に対する対応が担保されるということがどこかで確保されていないと無理ではないかのご指摘がありました。その点に関係するところですが、JICAの対応としては、今のガイドラインの2.8に「JICAの意思決定」という項目を設けておりまして、その第1項に「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合には、適切な環境社会配慮が為されるよう、相手国等に働きかける」と。これは「働きかける」と記載してございます。また、この働きかける意図は、適切な環境社会配慮を追加的に取るよう働きかけることとなります。そして、「適切な環境社会配慮が為されない場合には、・・・プロジェクトを実施しない」と書いてありますので、非常に強い形で対応の方向性を規定しております。そういった規定に基づき、仮に何らかの追加的な対応が必要である場合に、JICAとしては環境レビューを完了することはできず、相手と追加的な対応を含めて協議をして、これで適切な対応が為されていると考えられる場合に、環境レビューを終了するという立てつけになっていますので、そういった形で不十分な点への対応を担保することとなります。そして、その対応内容・対応結果を事業事前評価表で環境レビュー結果として公開するという形で対応をできるものと考えている次第です。

一方、杉本委員からいただきましたマスタープランのご指摘ですけれども、ご理解のとおり、マスタープランについては、個別のマスタープランでの分析において、当然関係する上位の計画とか、相互に影響する計画が確認をされていくということで、その中で必要に応じて気候変動の部分も確認をされていくというところは、まさにご理解のとおりと思えます。

そして、個別のプロジェクトについての気候変動に照らしたNDC等を含めた確認については、ガイドラインの確認対象ではないけれども、全体の中で確認するというご理解のとおりでございまして、それについての確認の結果をどのように対応できるのか、それをFAQ等で対応できるのかというところは一度持ち帰らせていただいて確認をさせていただいたほうが良いかと思っております。

○小島 黒木委員からご指摘があった、技術協力における合意文書は何に当たるかということについては、FAQに書いてあるところではあります。それを踏まえて、どう書くかというところは検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、今の点を含めてですけれども、ほかにご意見がありましたら、サインを送っていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

これまでのところ、ガイドラインの改定案につきましては、言葉尻の問題として、先ほど田辺委

員からもご指摘がありましたけれども、E/S借款のところであるとか、あと確認を要する点としては、別紙2とドラフト版EIAの関係です。先ほどのドラフト版EIAと情報公開の件でございますけれども、黒木委員、聞こえますでしょうか。いかがでございますでしょうか。ちょっとなかなか二つ、両極がありまして、どういう形で折り合いをつけるかというところがありますけれども、情報公開の問題と中身のクオリティのバランスの取り方です。私個人の意見を申し上げるのはちょっと憚るんですけれども、やはり情報公開そのものが遅くなるということは、被影響住民の方々にとっては好ましくない、少なくとも情報公開は多少粗くても早くという考えはあるんですけれども、いかがでございますでしょうか。

○黒木委員 確かに準備調査のケースは調査団が対応しようということで、この辺は加藤課長と意見が一致したところだと理解しているんですけれども、承認版EIAとか、ドラフトEIAを、先に公開した場合、それが不十分なままだとしたら、それが問題だと思います。一方で、最終的なギャップは埋めていますというJICA側の視点もあって、非常に難しいところだと思います。特にODAの迅速性というところもよくわかったうえではありますが、何もチェックがなくて出すのはまずかろうと私は思います。例えば単純に別紙2でもチェックすると、こういうのは満たしていますとか、すごく原則的な、それは助言委員会まで待たずに、それぐらい基本的な項目でチェックしますよというのを付してもいいんじゃないかなと。そんなに手間がかからないことなのではないかと思うんですけれども、内部的な手続もあると思いますので、アイデアとしてはそういうことがあるんじゃないかなとは考えます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。もう1点、黒木委員のご提案ですと、JICAのレビューを含めて、そこから120日という、非常に間を取るということ、明確にご提案になっているんですけれども、そのタイミングです。JICAの側では環境レビューは合意締結前で行われるということについては、先ほど意思決定の規定などで担保できるわけですが、その辺りはいかがですか。JICAのレビューの作業と合意締結との間の期間を、そこから120日なのか、その期間の取り方については、どういうお考えなのでしょう。

○黒木委員 私が参考資料等でいろいろなオプションを提示した、このレビューというのは、環境レビューのことを示しているわけではなくて、承認EIAとかを初期的に見たときのJICA側のレビューという意味で、その「レビュー」を使っているので、環境レビューというところではなかったんですけれども、そういうご趣旨でしょうか。

○原嶋座長 そうしますと、JICAの側は環境レビューをして、それを事業事前評価書という形でまとめて公開するわけですが、黒木委員のご指摘の環境レビューというのは、もう少し緩やかな、相手国の承認版、もう少し中身が充実した報告書という、そういった捉え方をされているということよろしいのでしょうか。

○黒木委員 先方政府がつくった承認されたEIAを初期的に見て、そのレビュー結果を120日公開するというのを私は意図したものです。

○原嶋座長 わかりました。それでは今の点、もう1度確認する必要があるかと思っておりますけれども、いずれにしても、提出版版EIAの公開から120日という考え方を前提に、今、高梨さん、あるいは黒木委員、村山委員からご指摘の点がありましたけれども、その中身の確認といたしますか、

中身の質の担保をどういう形であるかということをもう1度確認といいますか、工夫するというような形で、そういう方策ということも一つだと思います。この点、村山委員、黒木委員、折り合いをつける場所としてはどんなところになるのでしょうか。もう少し具体的なアイデアを頂戴できれば大変幸いなんですけれども。

村山委員、聞こえますでしょうか。

○村山委員 今の時点で具体的にどうするかというのはすぐ出てきません、申しわけありません。

○原嶋座長 わかりました。その点、宿題ということで、次回少し、もう1度確認して整理させていただきたいと思います。ほかの委員の皆様、ちょっと時間の制約もございませぬけれども、ご発言の希望がありましたら、頂戴しますけれども、いかがでございませぬでしょうか。これまでご発言を頂戴をしていないのは、角田委員、あと近藤委員、柴谷委員、杉田委員、そして持田委員です。これまでご発言いただいております。加えまして、ご発言がありましたら、頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

それでは、小島さんから補足を申します。

○小島 今までドラフトEIAの質というところが議論になっていて、一応、実施機関の中で承認を得たものを、承認担当省庁に出したものを公開するというところで、途上国の実施機関の皆さんが一応チェックしたものを対象にするというところは、私たちも、何のチェックも得ていないものではないというところで、そこは一応アイデアとして出しているところです。もちろんJICAの基準なのかどうかというところでは問題があると思うんですけれども、今、ドラフトEIAという言い方はされていますけれども、一応、例えば国交省の事業であれば、国交省の中での承認を得たものを公開した時点から120日というのが、今の私たちのアイデアです。その間に、承認担当省庁、例えば環境省が承認するというのが私たちの現在の考え方ですので、何もチェックを得ていないというわけではないと思います。

以上です。

○原嶋座長 ちょっとこの点は少し認識に若干差があるようでございませぬので、ちょっと次回にもう1度確認をさせていただきたくらいということでお願いしたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、言葉の解釈の捉え方について、とりわけ日比委員からのご指摘については、言葉の捉え方によって解釈を含められるような部分もございませぬので、その点、少し寛容にご対応をお願いしたい面もありますけれども、一応、今回いただいた改定案の中を前提に、今のE/S借款のところとか、あるいは、EIAのところ、もうちょっと次回、少し議論の時間を設けさせていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますので、もしご発言、希望がありましたらサインを送っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、一応、ここで本日の意見交換は締めくくりとさせていただきます。今の2点については、次回、もう1度時間を割いて、少し意見交換をさせていただきたいと思っています。

あわせて、次回はおおむね重要な点としては、異議申立の要綱の改定、論点一覧の若干のアップデートと、改定案についての議論を予定をしております。よろしく申し上げます。

それでは、事務局からその他ということになります。よろしく申し上げます。

○浅野 事務局企画部の浅野と申します。

私からは委員の皆様への委嘱期間の延長手続についてご案内させていただきます。既にご案内のとおり、本諮問委員会、年内まで延長ということで、皆様の委嘱期間に関しましても、今、7月末となっておりますところ、12月末までの延長手続を進めさせていただきたいと思っております。メールで協力依頼文書、委嘱状について確認したいポイントをお送りしておりますが、お返事がまだの方につきましては、今週中までによりしくお願いいたします。既にご返信いただいた皆様、ありがとうございました。

今後、機構内での手続を進めまして、恐らく6月中旬あたりには依頼文書および委嘱状についてまたメールでご連絡させていただきますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○古賀 続きまして、事務局審査部の古賀よりもう1点、委嘱期間の延長と関連して、今後の委員会の日程についてご説明いたします。

諮問委員の皆様には本日、諮問委員会の日程表を配付させていただいております。ご覧いただきますとおり、次回、6月については1日火曜日の開催を予定しております。

その次の7月でございますが、6日火曜日を予定しておりますが、こちらは議論の進捗に応じて改めて開催するかどうかを迫って検討し、ご連絡させていただきます。

また、委嘱期間の延長後に当たる8月以降の開催について、現時点でお示しさせていただいているのは、現時点で考えられる日程案でございます。実際は、ガイドラインおよび異議申立手続要綱の改定案のパブリックコメントの募集の時期、また、その結果を踏まえて8月以降の諮問委員会の開催を検討し、ご連絡させていただきたいと考えております。そのため、8月以降、まだ開催が決まっているものではございません。現時点でこの日程案のとおり、開催する可能性がありますということで、委員の皆様にも前広にお知らせをさせていただくというものでございます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは本日、最後になりますけれども、もしご発言、希望がありましたらサインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間が押してしまいまして、大変申しわけございませんでした。若干宿題を残してしまいました。私の進行の不行き届きで大変申しわけございませんでした。

それでは、本日の第9回の諮問委員会はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

17:37 閉会